高松宮家伝来禁裏本」の形成過程

小倉慈司

A Study on the Constructing Process of the $Takamatsu{-}no{-}miya$ Library Collection OGURA Shigeji

はしがき

●後西院から霊元天皇への進上

❷後西上皇崩御後の蔵書の行方

❸幸仁親王への分与

4後西天皇の書籍収集の目的

⑤霊元天皇による後西上皇旧蔵書の管理

❺霊元法皇から中御門天皇・職仁親王への蔵書の移動

むすび

[論文要旨]

では、譲位後も自分の手許に置くことができる蔵書を増やすためであったと考えられていく過程で、それが霊元天皇を経て、中御門天皇と有栖川宮職仁親王に引き継がれていく過程では、譲位後も自分の手許に置くことができる蔵書を増やすためであったと考えられては、譲位後も自分の手許に置くことができる蔵書を増やすためであったと考えられては、譲位後も自分の手許に置くことができる蔵書を増やすためであったと考えられていたが、実際には、譲位後も自分の手許に置くことができる蔵書を増やすためであったと考えられていたが、実際には、譲位後も自分の手許に置くことができる蔵書を増やすためであったと考えられていたが、実際には、譲位後も自分の手許に置くことができる蔵書を増やすためであったと考えられていたが、実際には、譲位後も自分の手許に置くことができる蔵書を増やすためであったと考えられていたが、実際でなった選出に進上した以外の書物については、最終的には一部を除いて幸仁親王(もしくは八条宮尚仁親王)に譲るつもりであったと考えられる。霊元天皇は後西上皇旧蔵では八条宮尚仁親王)に譲るつもりであったと考えられる。霊元天皇は後西上皇旧蔵くは八条宮尚仁親王)に譲るつもりであったと考えられる。霊元天皇は後西上皇旧蔵とは八条宮尚仁親王といる。

【キーワード】 高松宮家伝来禁裏本、東山御文庫本、後西天皇、霊元天皇、書籍目録別のでいたのと、中御門天皇へは、後西上皇旧蔵書中より分置された分や霊元天皇新茂皇崩御後には、中御門天皇へは、後西上皇旧蔵書中より分置された分や霊元天皇新茂皇崩御後には、中御門天皇へは、後西上皇旧蔵書中より分置された分や霊元天皇新攻に一旦形見分けされた後に中御門天皇に献上されたものも含まれていた。有栖川宮女に一旦形見分けされた後に中御門天皇に献上されたものも含まれていた。有栖川宮女に一旦形見分けされた後に中御門天皇に献上されたものも含まれていた。有栖川宮本に親王に対しては、享保一二~一四年頃と崩御後の二度にわたって書籍が賜与されている。これらの書籍の中には霊元法皇が意図的に選別して職仁親王に贈ったものと、崩御後、偶然的要素によって職仁親王の手に渡ることになったものとがあった。

はしがき

写本研究の上で古写本が重視されることは言うまでもないが、近年、写本研究の上で古写本が重視されることは言うまでもないが、近年、高いほど密接な関係を持つ良質な蔵書群である。

松宮家伝来禁裏本」と呼ぶこともある。 めに別番号で整理されているものも八点ほどあり、 松宮家伝来禁裏本」の移管以前に国立歴史民俗博物館に管理換されたた 数えられている。なお、文化庁が高松宮より購入した史料の中には、 史料も含めて、現在では、 化庁・国立歴史民俗博物館パンフレット「高松宮妃殿下御寄贈品特別陳列 管理替されたものである。 かけて国によって購入され、のちに国立歴史民俗博物館に管理換された 民俗博物館へ寄託、さらに一九八七年の宣仁親王没後、親王の遺志に基 に高松宮宣仁親王が国(文化庁)に寄託し、ついで文化庁より国立歴史 九八七年〕と数えられ、それに先だって一九七九年から一 この いて親王妃より国に寄贈され、 「高松宮家伝来禁裏本」と称されるコレクションは、 H−六○○の番号が付けられ、 総点数は管理換当時において一六五九件 文化庁を経て国立歴史民俗博物館に これらを含めて 一九七一点と 九八二年に 九八〇年 一高 一高 文

年にいたって文化庁によって「高松宮家伝来禁裏本」と命名された。こ「高松宮家伝来禁裏本」は当初、「高松宮禁裏本」と称され、一九八八

二五日)のパンフレットには次のように説明されている。 開催された「高松宮妃殿下御寄贈品特別陳列」(一九八七年一○月六日の「高松宮家伝来禁裏本」について、寄贈当初に国立歴史民俗博物館'

その主体をなす二万八千余件のものは、京都御所東山御文庫本とし が続き、これらを禁裏本と称し、今日まで伝来したのである。現在 非常に充実したものとなった。その後も各種の典籍・史料類の収納 後西・第一一二代霊元天皇の時代にはその業が進み、 の秘蔵する典籍類の書写・蒐集が盛んに行われた。 御 宮中の文庫の典籍類の総称である。 松宮禁裏本」と称せられる一六五九件に及ぶものである 所では伝来の典籍類の整理とともに、京都付近の諸社寺・諸公家 一○七代後陽成・第一○八代後水尾以下歴代天皇によって、 の禁裏本とは、 のたび、 高松宮妃殿下から文化庁に寄贈された典籍類 近世初期に京都御所において蒐集・整理された 天下も平穏になった近世初 特に第一一一代 御所の文庫は は、 京都 頭 高

て京都御所内に保管され、勅封の扱いとなっている。

たい は現在では霊元天皇崩御後の形見分けを重視する見解がその またその他の点において、 となっており を抱えている。 以上の説明は大きく見れば誤りではないが、幾つかの点において問題 わり、 宮に帰し、今日まで大切に保存されて来たのであって、 幸仁親王が、第五代を霊元天皇皇子職仁親王が継承されたが、 宮禁裏本であり、 それぞれ禁裏本の一部の移譲を受けた。 方、 さらに高松宮が有栖川宮の祭祀を受け継がれるに至って高松 近世初に創立された有栖川宮では、 [詫間等]、 たとえば宮家継承の際に移譲を受けたとする点について 元来は京都御所の御文庫本と一体のものである。(2) 加えてさらに検討すべき余地も残されている。 現在課題とすべき問題点を箇条書きにしてみ これらは有栖川宮に伝 第三代を後西天皇皇子 これが高松 後の定説

後に書写・蒐集した史料も含まれていると考えられる。場合、天皇の所蔵本ということになる。しかし実際には天皇が譲位〕「禁裏」とは天皇の御所を指す言葉であるから、「禁裏本」と称した

1

山御文庫本やその流れを汲む宮内庁書陵部所蔵御所本との差異を明らかの性格を解明する上では重要な問題である。現在も京都御所に伝わる東心の点は一見、細かいことのようであるが、「高松宮家伝来禁裏本」というわけではない。

③は「高松宮家伝来禁裏本」の成り立ちに関わる問題でもある。能性としては別の考え方も成り立ち得るので、検討を加える必要がある。②は結論としては筆者も後西上皇より譲与されたと考えているが、可

にするためにもないがしろにされるべきではない

て整理中の有栖川宮本も含めて広く調査検討する必要があり、本稿ではたい。③については全体像を明らかにするためには現在宮内庁書陵部にのようにして有栖川宮に受け継がれたのかという問題を論じることにしそこで本稿では、①②の点を中心に、後西天皇や霊元天皇の蔵書がど

したものが高松宮本である。出するが、勅封番号を付したものが東山御文庫本、Hで始まる番号を付及した)。なお、以下に言及する史料には東山御文庫本・高松宮本が頻必要に応じて触れるだけにとどめる(一部については小倉(慈)abで論

後西院から霊元天皇への進上

0

るものを順を追って検討したい。に渡る機会は複数あったと考えられるが、現在までに明らかにされていいに取り組み、多くの蔵書を所有していた。この蔵書が霊元天皇のもと後西天皇は譲位以前より禁中や諸家に蔵される諸記録の複本作成に熱

禁裏への写本進上の経緯はこれまでの研究によって既に明らかにされて 後には および れたのではないかとも想像される。翌四年八月一日には「即之筆一巻.(4) 二月六日、 た禁裏本の大半が焼失してしまい、 る。これは万治四年(一六六一)の大火で後西天皇所蔵本の親本であ 霊元天皇へ自分が書写せしめた記録類新写本を大量に進上することにな ている〔葉室頼業記、 ○歳を迎えたばかりであったことを思えば、ごく基本的な書物が選ば る | 書籍があまり残されていなかったためと考えられる。この寛文六年の この後、 『葉室頼業記』によれば、 〔是澤a、 『杜氏通典』一部が贈られ〔禁裏番衆所日記、 『明月記』 寛文六年 御幸始に際して「新写之御記録十包」を霊元天皇に進上し 本田、 が贈られた〔勧慶日記同月一〇日条、 吉岡、 (一六六六) にいたり、 小川a〕が、その詳細は不明である。(3) 田島a等] 譲位してまもなくの寛文三年 その後に即位した霊元天皇の手許に が、 今 父後水尾法皇の命によって、 度、 確認しておきたい 酒井d]、 石田 (実) b]。 霊元天皇が (一六六三) その九

| 従||新院||園殿・頼業召候て、則参候へハ、御対面ニ而仰ニハ、昨||(後酉)(基編)(葉室) ||葉室頼業記』寛文六年(一六六六)二月二六日条より

則可 院中 写させ候様ニ仰也、 日法皇へ御幸成候へハ、(後水尾) ノ御記候間、 ル被 」 進也、 又院中之御記 不 新院御記録少々、 進候 何ニても御写置候物候ハ、、 先年従 其れハ新院御用ニも無之候間、 二法皇 御借被 レ成候、 禁中へ被 それ ル進

同三月二一日条より

候仰也、 四人法皇へ召、芝山・長谷(宣豊) (忠康) 兀 間 上 日 候ハ、禁中之御記録不」残写被」置候、 禁中 新院 つ可 可 レ参由也 被 進 候、 可 日限ハ廿四日、 ·梅小路殿等御使1 (定矩) 相渡 候由也、 自 日柄能候間、 炎上二北御文庫ニ而残 而 レ

其法皇へ

又持参可 新院、 法皇へ被 四人共、 ひ仕 廿 仰

同三月 一四日条より

小路殿、 法皇 五十、 候也、 其後、 やらん御念入候由、 可 其外諸家所持仕候御記、 四人箱五十目録合也、 新院へ四人参申候、 進候由、 被 ル被 つ可 進候上ハ、 従 箱 禁中へ持せ参也、 仰候へ共、 = 申 上 御肝煎也、 ニ法皇ノ御封御付被 、其法皇へ箱持せ参也、 御対面ニ而仰也、 候由也、 新院ニハ少も御秘シ不」被」成候へ共、 禁中へ被」進候上ハ、 仰之由、 昼きりむき、 先日被 廿箱残候也、 其後 新院仰ニハ、 御借被」成候て、 御記箱七十合也、 被 レ 成候也、 仰候御記録、 ハ新院 聞召 長櫃八ツニて持参也、 夕飯御振舞也、 つ可 芝山殿・池尻殿・長谷殿・梅 禁中之御記不」残写被 |候由也、 御用之義ニ而、 御理不」及候由仰也 申上 写被 今日、 則目録二而箱請取申 候仰也、 心置候、 新院御封切上申候 目録ニ合申候箱 日 限能候間 封開候ハ 其仁 法皇ニて、 法皇何と レ置候、 御理 禁中 被

今日被」進候御記箱之目録

三代実録 令集解

同 同

三代格 国史部類

同

続日本紀

箱

続日本後紀

同同

(○中略)

園太記 勧修寺家記 卅 冊 1 1 箱 薩戒記 平戸記 1十九冊 1

〇中 略

甘露寺家記

1

日次雑々記

兀

箱

雑々無目 録 箱

已上七十 合也、 御封也、 錠・目録有、

今日、 新院御封也、 主上へ目録懸, 勧修寺家記箱内ニ、 御目、 箱五十合、 永昌記九冊、 御文庫へ入也、 吉記十九、 無目 [録五] 吉続記

十七冊也

慰・ ハ法皇ノ御封、 頼業両人新院・法皇へ為 無目録五箱ハ新院御封也 |御礼、 従 禁中 御 使参也、 六十五

同三月二五日条より

が それより約 記録類は必要がないので進上する、 写しておいた物があったら、 たって目録との照合 命じられた。そして二四日当日には、 ることになり、 しないことにする、と園基福および葉室頼業に語ったのである。 法皇より借りて写したが、それは法皇のところにあるであろうから進上 るようにとの命を承った。それに対して後西上皇は、 !写しておいた禁中の諸記録が焼けずに残っていたため、 以 今日、 上 新院之御封廿、持参仕返上候也、 従 の記事に見えるように、 新院 昨日之残箱廿、 か月後、 | 御記七十箱、 来たる一 (一部は目録の作成) 今度は頼業らが後水尾法皇に召され、 一四日に上皇のもとより法皇のところへ運ぶよう 目六二合申候也、四人法皇へ参見合候也 禁中へ被 どんなものでも霊元天皇に進上して写させ 後西上皇が父後水尾法皇を訪問した際、 ただ法皇御所の記録についても先年 進、候由、 箱七○合が運び出され、 御使田向、 が行われて法皇の封がなされ、 服部備後守へ物語候也、(貞常) 則御文庫へ入也、 手許に持っている 天皇に進上す 後西上皇 二日にわ さらに 昨

照も記した。

なお

『御文庫記録目録』(Ⅱ)『書籍御目録』

 $\widehat{\mathbb{I}}$

 $\widehat{\mathbb{I}}$

門天皇蔵書すべてを網羅したものではないため、

対応する箱のないこと

は存在しなかったことを意味するものではない)。

中御門天皇の蔵書目録と考えられる勅封五九-二-一『御文庫記録目録』 ることとする〉および勅封一八二-九-一二『日次記以下御目録』(6) する)を指摘しておきたい。文学書が含まれていないのは、 との対応関係については田島a論文に詳しいが、 はそのまま上皇の手許に置かれた可能性が高いこと(この点は後で確認 らく後西上皇が自ら蒐集したり法皇より賜わるなどして集積した古写本 かくもここでは進上された七○箱は主に史書であって文学書は含まれて と後西上皇との力関係によってなされたものであることが窺える。とも 本も進上されたようであるが、 した写本だけでなく、 天皇のもとに運び入れられた。二四日の記事によれば、禁中の記録を写 ついては史書関係と文学書関係とに分け、成立順にローマ数字番号を振 尾法皇の手許にも存在していたからであろう。 いないこと、また後水尾法皇も古写本の進上までは要求しておらず、恐 水尾法皇に対する不満も感じられ、 七四一二一二五 表一に示した(参考として、桜町天皇在位中の目録と考えられる勅封 および勅封一○四−三−一○『書籍御目録』(Ⅲ)所載の箱との対 『禁裡御蔵書目録』(Ⅳ)〈以下、度々言及する目録に 諸家 (勧修寺家や甘露寺家等) の記録を写した写 頼業に洩らした後西上皇の言葉からは後 この霊元天皇への譲渡が後水尾法皇 七〇箱と現東山御文庫本 一部修正を加えて稿末 恐らく後水 ý

する これより以前、 たために、 たのかは定かでないが、霊元天皇が践祚して三年が過ぎ、一三歳を迎え なお、 〔是澤ab、 『御湯殿上日記』 なぜ寛文六年二月という時期に後水尾法皇が後西上皇に要請し 本格的な学問を開始させようと考えたのではないだろうか。 田島・松澤〕、 寛文三年一二月頃より六年正月にかけては 写本からの転写本作成を後水尾法皇が行なってお それが一段落したことも関係するであろう。 後西院が蔵

②後西上皇崩御後の蔵書の行方

この間、 量卿御記〕、さらに七月末にいたり上皇御文庫の主だった蔵書が霊元天 西天皇妹)、基熙男家熙、家熙一女、堯恕法親王(後西天皇弟)等に形見 二九日から六月一日にかけて霊元天皇や近衛基煕、基熙室常子内親王(後 二五日には子細があり、 穂波経尚と高野保春・櫛笥隆慶が封をすることになった〔石田 子幸仁親王が封をすることとなり、 氏が紹介された『時量卿御記後西院御喪事』二月二二日条によれば、 皇に進上されることになった。 分けがなされ

〔基熙公記、

无上法院殿御日記、 て上皇の御文庫に封をしたが、直後に霊元天皇の仰せにより上皇第二皇 後、すぐに上皇に仕えていた平松時量と高野保春・岡部盛次が立ち会っ 日に崩御したが、その時に残された蔵書の行方が問題となる。 後西上皇はそれからおよそ二○年後の貞享二年(一六八五)二月1 二月二三日には近衛基煕に上皇の遺書一通が贈られるも、 遺書の返却が求められている。 さらに四月一二日には勅命によって 堯恕法親王記、基量卿記、 この後、 (実) a [8] 。 石田実洋 五月 翌々 時

[基量卿記] 貞享二年(一六八五)七月三〇日条より

代々之宸記、御正記也、(時量)」 内々和歌・抄物・御記等可」被」下由、 以二両伝奏 , 平松中納言へ稲葉丹後守申之、件之御記、半分(千種有継,柳原資廉) (正往) (正往)中へ被 ... 進上、今日又残御記・額写等尽可 _ 入二御文庫 十二箱令;;紛失; 何、 後西院御文庫二有之候古今御伝受之箱幷御記少々、 之由、 不 レ知…子細、 公武御沙汰治定之間、 雖」然不」被 不」知二行方、 莫」言々々、 以上廿箱之内、宸記分八箱、今日参了、 進 | 禁中 若臣下記故、 唯今及 他所へ可 後西院兼而仰之由也、 此沙汰 , 被レ 左相府へ被」下 下義、 残十二箱御記 半分余御 不 先日禁 叶 依」左 由 残 其

中

の遺志としては基煕に下賜するつもりであった可能性が考えられよう。 落涙而已、」と記されており、 古今伝授の箱については 女房奉書到来、 御伝授御箱之事也、 『基煕公記』同年七月二八日条に これから推測すると、 此間之事難」記、 あるいは後西上皇 為」道愁歎無 一従 極、 禁

るが、 した が記されているが、 今御伝受之箱」b れたのかも知れない)。一方、『基量卿記』から崩御時点で所持していた 見た方が良いであろう(別箱とされていたものは、後西上皇のもとに残さ を転写した新写本が寛文六年の進上対象から除かれた可能性も考えられ 重書や愛玩品、ということになろう。これ以外に、後水尾法皇所蔵書籍 フィルム未撮影と推測される)。 ことがわかるのは「古今御伝受之箱」と「代々之宸記」八箱を含む 蒐集した史書の新写本、 崩御直前に後西上皇がどのような書籍を持っていたのか、 六七-五の一部、 それに「額写」「和歌・抄物」という内容であり、このうちa 『葉室頼業記』 a勅封六二-八~一一、 除外されることなく箱に入っていたものはそのまま進上されたと 進上した七○箱の大部分に目録が付されていたことからすれば、 「代々之宸記」c それぞれ東山御文庫本の中で該当しそうなものを探 の記事から考えると、論理的にはA寛文六年以降に B文学書など史書以外の新写本、C古写本等貴 1 六三一七、 が挙げられる(cはおそらくマイクロ 「額写」は霊元天皇が接収したこと 六八一七、 b勅封六七-前節で紹介 古 御

石田 からなる目録草稿で、 によって紹介され 論旨に関わる範囲でまとめておくこととする 書き入れがなされている。 二〇-一三-二『御本御目録』(Ⅰ)が挙げられる。これは田島公氏 これ以外に後西上皇旧蔵書を検討する上で有用な史料として勅封 (実) d が、 、その後、石田実洋氏が詳細に検討されている 後西上皇が文庫を整理した際に作成した折紙 その後、 霊元天皇が整理を行なった際にも使用し、 両氏によって明らかにされた点を本稿の (田島b、 四紙

- 1 れる。 こととする)。このうち1~ 残りの九紙が勅封一二〇-一三-二-二~一二として整理されている 元天皇の追記あり)であり、 以下、 現状は、三紙が勅封一二〇-一三-二-一-一~三として、 本節ではたとえば勅封一二〇-10までが後西上皇が記したもの 残りの11・12が霊元天皇の筆跡と考えら 111-11-一 を 1 1と記す ついで 部に霊
- 2 いては当初は存在していたが、対応する書目が霊元天皇以外の人物に 不足しているものがある(「戊終」「己」「辛」「壬」「癸」)が、これにつ 行なわれて、 た段階で 十干は後西上皇所蔵段階での配列であり、 記されている(1-2と6・7は十干のみ。 分与され、その蔵書群とともに移動した可能性も考えられる 11も合わせて十二支の番号が割り振られた。十干の番号の対応関係で 12を除いた各紙には冒頭部に十干の文字が、 「第一」~「第十一」の序数が割り振られ、 不足目録としての12が作成された。さらにその後、 その後、 また5と11は十二支のみ)。 尾部に十二支の文字が 霊元天皇に移動し 現物との照合が 5 と
- 3 皇の筆跡のようであるが、 とする)。1-2冒頭部分の抹消された書目は大部分が現在陽明文庫 いが霊元天皇の可能性が高い に後西上皇から直接近衛家に分与された可能性が高い に伝来しているが、これも霊元天皇が抹消したものであり、 書名に付された圏点や合点等の符号、 後西天皇によるものか、 (石田氏は追記について「ほとんど霊元天 また追記は、 と思しき追記も存する. 断定はできな
- 以上の点について補足ないし修正を加える。
- 1 10までは紙質が同じであるが、 作成者の別は、 紙質が異なる点からも裏づけられる。 11・12はそれとは異なっている。 すなわち
- 2 けではなく、 あろうことを考えれば、 目録の文字符号が実際に書物が納められていた箱と対応していたで 内容が同じ即位関係の書物を記す1-2と一体の目録と 5は十干の番号が割り振られていなかったわ

3 数考えられるものは原則として省くなど慎重な態度をとられたので、 られている(1については田島氏も行なっている) 至用集』の「 する 次に いて見てみることにしたい 与した後西上皇自身が抹消したと見るべきではないかと考える (=) 西上皇が記した可能性が考えられる)。 すればそれらとの位置関係から墨筆合点が先に記された、 れ れている)ことから、 る 抹のない書目は末尾の一 表二参照)。 は自説の問題点として十二支の文字が割り振られていない目録が存在 天皇の再整理後に目録が紛失した可能性も捨てきれない。 の字を割り振られたものが見当たらないことからすれば、 いないのである)。 抹消する事例は他の東山御文庫本の目録でも見出すことができず、 後西上皇が直接近衛家に分与したものと推測する点は筆者も同様に考 いては例えば4の 目 ては上記の解釈で説明できる。 たと想定する説は魅力的であるが、 して存在していたのであろう(だから逆に1-2には十二支が記されて えている〔小倉 た後に爪点による書目照合がなされたということになる。追記につ 原 の多くが現高松宮本であること(後述)と関連する可能性もあろう。 (三番目に記される 本を観察すると、 1 2 6 『御本御目録』 「左府借進 爪点と合点等との関係を4で見ると、 (慈) 十干番号で欠けている部分が第三者のもとに移動 7)ことも挙げているが、 『吉口伝目録』 $\widehat{\mathbf{I}}$ 」は後西上皇が記したものと見るべきであろう(と a b 4に関しては墨筆合点によって書目照合がなさ 『禁掖秘抄』 書目に爪点が付されている場合がある 一点を除いて爪点が施されるという関係にあ に記載され が、 (表 6・7についてはあるいは目録所載書 書物の不存在に気づいた際に書目を は墨筆合点を抹消した上で爪点が施さ 『雑事』 一方で、 これは既に石田氏によって試 る書目と現存本との対応関係に 1 の - 2の抹消書目については 十二支のうち 「輪王寺宮借用」、 このうち1-2につい が 墨筆合点ないし墨 石田氏は候補が複 単に、 すなわち後 なお石田 午 『弁官 (稿末 未 霊 分

末表二参照)。 も加え、推測も交えつつ積極的に対応関係を比定してみることとした (稿も加え、推測も交えつつ積極的に対応関係を比定してみることとした (稿こでは石田氏の表作成後にマイクロフィルムが公開された東山御文庫本

かくも、 渡ったものということになろう。 それが偶然なのかあるいは同一と見做すべきなのかはわからない。とも は方円、 た蔵書群ABCの内のAおよびBの一部ということになる。 ったと考えられる。要するに先に後西上皇崩御後に霊元天皇の手に渡っ は後西上皇が崩御時まで所有し、 とになる。 のうち、 これらは後西上皇崩御後に霊元天皇が接収した史書である。 12 6 0 5 10 仮に十干のすべてが二箱ずつであったとすると、全二〇箱というこ 現在、 というように、それぞれ二箱ずつから成り立っていたようであ 1 甲は上下、乙は天地、 これは『基量卿記』に記される二〇箱という数と一致するが、 東山御文庫に伝来する古写本の一定数はこの時に禁裏に入 10に記された書目 7 9 22 · 丙は乾坤、丁は宇宙、 (のうち霊元天皇による追記を除いた部分) このなかには1-1の16や18・21、 のように古写本が少なからず含まれて その後、 一部を除いて霊元天皇の手に 戊は始 (終)、 2 庚

子之外」と記される墨付七丁の勅封六九-五-三『禁裏目録』(本文も霊注目される目録として、外題に霊元天皇の筆跡で「禁裏目録 四季恋雑擔このような目から東山御文庫に収蔵される諸目録を見てみると、まず

の禁裏目録と考えられるが、冒頭にはとから霊元天皇在位時(寛文三年〔一六六三〕~貞享四年〔一六八七〕)元天皇筆)(一)が挙げられる。霊元天皇自身が「禁裏」と記しているこ

○雑々歌書 長櫃入 塗檐子 勅封 御目録在御前、

年三月までの間の内容を記した禁裏の歌書目録であって、 霊元天皇に進上された〔基量卿記貞享二年五月二九日条〕 P と記されており、 皇旧蔵書を含むものであったということが明らかとなる 『古今和歌集』等具体名を記した書目一〇六点が挙げられているが、 _ O ・後西天皇筆の外題で「明暦」 中には後水尾天皇から後西天皇へ伝領された藤原定家筆 『禁裏目録』(i)は貞享二年五月以降、 が含まれている。 後西上皇旧蔵書との関連が推測される。 定家筆『更級日記』 印を持つ 『作者部類』 霊元天皇が譲位する貞享四 は後西上皇御遺物として 〔書陵部五〇二-ものなので、 それは後西上 この後には 『更級日 記 そ

三 – 三八『歌書目録』(〓) が参考になる。同目録は墨付二四丁で、あであろうか。これについてはやはり霊元天皇自身が記した勅封一〇二 – それでは他にあったという「四季・恋・雑檐子」に関する目録はどう

ている。 る段階での霊元天皇の蔵書目録と考えられるが、(5) 次のような構成になっ

春上 「代々御集」等88点

春下 「後鳥羽院御集」等55点 (末尾部分は別筆による追記

春小 「青表紙御目六無₁ |相違、

夏小 御目六無 ||相違

秋上 夏 御目録無 御目六無 ||相違、| ||相違、|

秋下 殿宴和歌」等62点 行 間追記あり

冬大小 御目六無 ||相違

恋小 雑春 御目六無 御目六無 ||相違 |相違

雑小 御目六無 ||相違

雑秋 雑夏 御目六無 御目六無 |相違、| ||相違

藤川百首抄出」等61点 (末尾に貼紙追記あり)

雑賀 (二十数点記すも×印にて全部抹消

雑冬 「御目録無」 新撰和歌」 ||相違 一 等 34 点

雑恋 詞林采葉抄」等93点 (行間追記、 末尾追記あり

るが、 西天皇によって作成された禁裏本の副本と見られる れている部分を見てみると、 身の三人の可能性が考えられる。そこで同目録で具体的に書名が挙げら 霊元天皇がこの目録を作成する以前に目録が存在していたことを意味す 五〇一一八四五〕 ここで注意されるのは「御目六無,|相違/」等の記述である。これは その目録の作成主体としては後水尾天皇・後西天皇・霊元天皇自 『紅塵灰集』 久保木a論文で万治四年禁裏焼失以前に後 〔書陵部五○一-六五五〕 『慕風愚吟集』 『代々御集』

> 討する上で、 旧蔵書を含みこんだものであったのである。よって後西天皇の蔵書を検 霊元天皇によって収集された書目も多いと思われるが、それは後西天皇 六六頁、 二〇冊 が春下の中に見られること、 陵部五○一−六九六〕が春上の中に、 あろう。 により、 ことになる。 〔書陵部 一一一、同天皇自筆〕 『列首万葉』〔書陵部五○一−六七一〕が雑恋の中に見られることなど 〔H‐六○○‐四三六〕や後西天皇外題 続文学篇二五頁〕『招月清岩和歌抄』〔書陵部一五二-四七〕およ 特五三〕が秋下の中に 少なくとも後西天皇旧蔵書が含まれたものであると見て良いで もちろん霊元天皇自筆・東山天皇自筆と考えられる書目もあり、 この 『歌書目録』(=) は基本とすべき資料の一つという が春下の中に、後西天皇筆 後西天皇の歌集である (行間追記)、 『和泉式部集』〔書陵部五○一-四二〕 「明暦」 〔図書寮典籍解題文学篇 『逍遥院内府入道百首 印を持つ 『鷖巣』 〔勅封六八 [袖中抄

井 a 〕。 録との対比から『歌道目録』もその頃の目録と考えているようである 頃 宮本H−六○○−一二五七〕 誤表記している)に享保九年(18) 写歌書目六」) 封六九-五-六-二霊元天皇筆『仙洞新写歌書目録御土代』 る直前の書目を書き上げた」と推測されている〔小川b〕。 酒井氏が検討を加え〔酒井a〕、 歌書御目録』 も合わせて整理し直したのが勅封六九-一-八霊元天皇等筆『歌道目録 iii 外題 、の霊元法皇所蔵の歌書の目録であるとし、 そして以上の についてはその重要性を田島氏が指摘し〔田島り〕、それを承けて 「歌書目録」)(※)および勅封六九-五-六-一霊元天皇筆 論理的には酒井説以外の考え方も成り立つ可能性があるが、 (酒井氏自身は勅封六九-五-六-一の (外題「歌書目録」) 『禁裏目録』(ー)と『歌書目録』 が掲載されていることから、それが享保九年 (一七二四) さらに小川氏が (ⅳ) ということになろう。 書写の 『公宴続歌』 『古今金玉集』〔現高松 「有栖川宮に譲渡され (ii) にその後の増加 『仙洞歌書御目録』 に関する同 酒井氏は勅 歌道目録 (外題 『仙洞

されるという構成になっている(なお、 雑夏 箱に入っている書目七三点が書き上げられ (お手許に置かれたものか)、 の蔵書目録と見ること自体に問題はないであろう。 透写」一〇巻と「七夕三首懐紙透写」一巻の一箱、ついで「冰 iii いで「元和已後和歌」一 ・雑秋・雑冬・雑恋・雑賀・和歌抄・歌書抄・和歌雑々の は折帖で、 続いて裏面に秋小・冬大・冬小・恋大・恋小・雑大・雑小・ 十数丁の白紙をはさんだ後、 『歌書目録』 大/同 表面冒頭 (=) より後の成立と考えられるので、 小/雑四季恋賀/和歌抄/歌書抄/和歌雑々」と記 に黒塗檐子の 檐子、「連歌」一檐子、それから「百首懐紙 春大・春小・夏大・夏小・秋大の内 註 \exists <u>41</u> 代集」 ちなみに『歌道目録』 など個別の檐子や 霊元法皇晚年 内訳が記 甲乙 ·雑春

各一棹、 と見て良 今伝授箱」 物檐子については檐子の内に目録がある旨記される)。和上長櫃の中には「古 記されるという構成になっている あることが推測されるものであるが、 賀記 奥定家筆、」「悠紀方屏風歌 為家卿筆、」が内裏に進められ、 方、 シ檐子・詩文章檐子の内訳、 和 めた永・会各 上長持の内の甲檐子の内訳、 が大樹に送られたことが記されているので、 「東戸棚之内 いであろう 『仙洞歌書御目録』(.≥) なども含まれており、 棹、 /南戸棚之内」、 という構成が示され、 抄長持の内の抄物檐子・入薫箱の内訳が 霊元上皇の手許に置かれた書籍の目録 の方は、 (途中、抄之長持の内の古檐子・歌書抄 和下長持の内の乙檐子 ついで「和」上中下一棹、 寛文三年以来の詠草や懐紙 冒頭に それより和上中下の内 「古今集 「仙洞」 ・伊抄檐子・ 古本 「栄花物語 の目録で 可·作 ・短冊 一九

天皇蔵書への混雑の過程を明らかにすることが課題となる 今後、 これら書目と現存本との対比を行ない、 後西上皇旧蔵書の 霊

元

❸幸仁親王への分与

手に渡ったことは確実である。またかつて和田英松氏は以下の奥書を持(²²⁾ である すると、 が、 より直接、 幸仁親王も上皇旧蔵書を伝領することがあった。これについて後西上皇 たことを前節で述べたが、 後西上皇より生前、 『水日集』写本を蔵していた〔和田三九六頁〕 必ずしもそれは証明されたものではない。 「幸仁」印ないし「幸」 後西天皇の蔵書印である (慈 <u>b</u> 21)。 賜与されたと見る説が通説である したがってある段階で後西天皇の蔵書が幸仁親王の また崩御時に近衛基煕に書物を分与したことがあ 「はしがき」で述べたように後西天皇皇子 印を持つ書物が高松宮本中に三 「明暦」 印に加え、 〔小倉 この点についてまず確認 (慈) a 幸仁親王の蔵書印 一四点存す 酒井d

る

則 右水日集上下、凡歌数八百九十六首者、 正奇宝とし奉るべきものなり 宸翰の御本有栖川兵部卿親王御所持也、 後西院御製勅名の集にて 不思議に伝写し侍りぬ

元禄九歳子初秋初九 松残子

れば、 賜与されたということになる。 られる。『水日集』 とき以前に同親王が後西天皇自筆の らく御由緒品として形見分けされた可能性が高いと考えられるが、 13 ならんか」 は、 れば、 いつい 元禄九年(一六九六) 翌二年二月二十二日なれば、 御詠のをりく、 ては後西上皇崩御直前から元禄九年までの間に幸仁親王に対して これをもって後西天皇から幸仁親王への蔵書の賜与を一般化す [和田三九六頁] は 「貞享元年十二月廿日まで年月の順にのせられ の有栖川宮家当主は幸仁親王であるから、 書とめさせ給ひしものにて、 と考えられており、少なくともこの 後西天皇自筆であることを考えれば、 殆ど最後の御製をも収められたるもの 『水日集』を所持していたことが 崩御あらせられ 『水日集 恐

ることは難しい。

これが候補に挙げられる)、これを霊元天皇から幸仁親王への贈与の一般 時期 例と見做すことも難しい。 月一六日に和歌天仁遠波伝授を受けている 親王に下賜されたものであることがわかる〔中村〕。しかしこれも恐ら くは和歌に関する伝授に伴うものであった可能性が高く(元禄元年一二 人丸」と記されており、 鑑定極札が付属しているが、 一方、 (貞享四年〔一六八七〕~元禄一〇年〔一六九七〕)に、 極札が付属しているが、その包紙に「従;仙洞(霊元)H‐六○○‐二一伝藤原信実筆・霊元天皇賛 霊元天皇譲位後、 〔霊元上皇院中番衆所日記〕ので、 幸仁親王が兵部卿であった 兵部卿宮御拝(幸仁親王) 『柿本人麿像』 霊元上皇より 13 領

追ってみることにしたい。 これ以外の点については状況証拠とならざるを得ないが、関係資料を

元禄 り返却したりしている により ではなかった様子が窺われる。 親王・梅小路共方に貸す〔三月二四日・二八日、閏三月二五日、 幸仁親王が借用していた「源氏小本十冊・としたち二冊」 新後拾遺」「続後撰・続千載・新千載・新続古今」等の歌集を借用した 井家より「新拾遺・続後拾遺」「後撰・後拾遺」「新勅撰・新後撰・風雅 返している 日条等〕 や「詩歌合」を後西天皇第四皇子義延法親王・後西天皇第五皇子天真法 仁親王の蔵書であったことが知られる。 るものであったかどうかは定かでない。元禄三年(一六九○)には飛鳥 まず『有栖川宮日記』によれば、貞享三年(一六八六) 一二年二七日には清水谷実業より 「花山院御筆巻物」 「易抄十三冊」を献上しているが、この書が後西天皇と関係のあ 一方、中院通茂から「後西院様御会之写御本十五冊」を借りて [閏三月二日条] ことなどが知られ、 「大臣名_ 〔四月二二日、 貞享三年一一月二〇日には霊元天皇の命 等が返却されているので、 六月二四日条]。 「為家卿集」 同年一〇月九日には竹内惟庸に 必ずしも蔵書量が充分 「具起卿詠_ 幸仁親王薨去後の に を、 これらが幸 『岷江入楚 清水谷実 一一歌書写 五月二八

業に「としたち十二冊」を返却している。

ろうか。 という構成であった 子公弁親王宛が一通、 たのが霊元天皇であったことを考え合わせれば、 ぐことは社会的に自然なことと言える。 仁親王はまだ一五歳で元服前(翌貞享三年に元服)という状況を考えれ 更され、幸仁親王は排除された〔同記二月二二日、三月四日、 聞いており、 願いによるものであると平松時量は後になって京都所司代稲葉正往より よってさらに封を加えたのは幸仁親王であった。これは幸仁親王自身の いうよりは霊元天皇が幸仁親王を利用した可能性が高いのではないであ 栖川宮家当主でもある幸仁親王が後西上皇蔵書のかなりの部分を受け継 が六歳下 去しており、 で女御明子女王が生んだ唯一の皇子でもあった八条宮長仁親王は既に夢 一三日条〕。この間の経緯については不明であるが、 命によって、今度は穂波経尚・高野保春・櫛笥隆慶が封をすることに変 量・高野保春らが御文庫に封をしたにもかかわらず、 次に第二節で触れた たとえ近衛基熙が格別な寵愛を受けていたとしても、第二皇子で有 実際、 (第五〜第七皇子も出家している)、 幸仁親王を非難しているが、 第三皇子永悟法親王も薨去、 後西上皇の遺書は幸仁親王宛が 〔基熙公記、 近衛基熙宛が一 『時量卿御記』によれば、 註 9 通、 最終的に後西上皇蔵書を接収 参照]。 平松時量と高野保春宛が 同母弟の第四皇子義延法親王 四十九日が過ぎた後は再び勅 八条宮を継いだ第八皇子尚 通 幸仁親王が願 後西上皇崩御後、 後西天皇第一皇子 尚仁親王と第六皇 霊元天皇の命に 四月一二日 い出たと 平松 通

に引き継がれることは水戸史館員にとっても自然な理解であった。御座候様ニ達:「御耳」候」とあるように、後西上皇旧蔵書が有栖川宮家日本史編纂記録〕からも窺われる。「有栖川様御記録ハ後西院様御本共ニ本」「後西院様御記録」について有栖川宮家に問い合わせていること〔大本」「後西院様御記録」について有栖川宮家に問い合わせていること〔大本」「後西院様御記録がれることは貞享二年一二月に在京の水戸史館員が「後西院様御

ところでこれに対し、

『大日本史編纂記録』

は

「後西院御記録ハ壱巻

可

も有栖川様へハ不 (幸仁親王) だとすればやはり幸仁親王へは後西上皇旧蔵書は分与されなかったので ている 関係は例えば元禄一二年の幸仁親王薨去時に徳川光圀に御遺物を贈進し の献上を受けるなど後西天皇と水戸徳川家との関係は良好であり、その に後西院が「扶桑拾葉集」 た虚言であった可能性も考えられる」と記したが、 確認できることから、 珍敷物者皆々御取被」成、 」進と内々両御門主被 御譲被」遊候、 に対して冷淡な態度をとった可能性は低いと見た方が良さそうである。 にも続いていたと考えられるので、 玄蕃頭被」申候、」と八条宮諸大夫生嶋永盛の談を伝えている。これにつ 」遊候一代要記も旧本・新写両部共ニ官庫へ納り申候、 , 有 て、 旧 |御座||と生嶋玄蕃頭被||申談 〔有栖川宮日記同年一〇月一六日条参照〕 〔小倉 両御門主にハ御用ニ無 (慈) 被 有栖川宮家と八条宮家が 造、 心仰候故、 a では 流布之物斗八条様へ被」遺候、 の名を与えたり 八 条 様 : 御本共参候ハ、殿様御用ニ立可 「明暦」印が捺された幸仁親王蔵書が ・聖護院様・・宣補法親王) 少なくとも有栖川宮家が水戸徳川家 候、 御座 然処禁中へ書目録叡覧被 [扶桑拾葉集序]、 候間、 ・毘沙門堂様御三 (公弁法親王) ように、幸仁親王の時代 「借用を断るために述べ 徳川光圀編纂詞文集 皆々八条様 残念至極奉」存由 殿様

が御献上被 『一代要記 一所へ皆々 申 へ可 レ被 遊、

(V

はできな 後西上皇旧蔵書が全く幸仁親王のもとに渡らなかった証左と見做すこと のであったのではないかと考えられる。 わち水戸史館員は後西上皇旧蔵書一般について問い合わせたのではな ここで注意すべきことは水戸史館員が尋ねたという点であろう。 合わせたのであり、 「後西院様御記録」つまり後西上皇旧蔵書のうちの史書について問 有栖川宮家・八条宮家の回答もそれを踏まえたも だとすれば、 この回答をもって

皇は活発に歌書収集を行なっており 結局のところ決め手はないが、 天和から宝永・ [酒井ac]、 正徳頃にかけて霊元天 幸仁親王が薨去する

> せない。 えていたか、 元禄一二年までの間に霊元天皇が後西天皇旧蔵書 どちらかと考えるのが妥当であろう。 ·が捺されたものが含まれる)を下賜するだけの理由となる事由は見出 後西上皇が生前に歌書を中心とした蔵書の 崩御時の遺物贈与の 一部が霊元天皇によって認められたか (その中には 部を幸仁親王に与 明

印

●後西天皇の書籍収集の目的

行なったのであろうか。これについては山科道安著 手に渡る過程を検討してきたが、 これまで三節にわたって後西天皇の蔵書が霊元天皇、 七二三)の記述が影響を与えてきた。 そもそも後西天皇はなぜ書籍収集を 「槐記」 また幸仁親王の 享保九年

シガ、 此 万治四年〔一六六一〕のこと〕 部トナシ、院ノ御文庫ニ収メラレタリ、初ハイラザル御事也ト思ヒ 後西院ハ、各別ノ遠慮アリシ君也、 新写遺リシ故ニコソ、 向ニ禁中ノ御記録ヲ、御宸筆ニテ大方ノコラズ遊バサレテ、 (九月七日 果シテ右 (筆者注…文脈上、 今ノ御記ノ分ハ皆、 ノ炎上ニー 後光明院の代を指すが、 新院ニヲリイサセ玉ヒシヨ 冊モノコラズ焼失タレドモ、 後西院ノ宸翰也ト仰ラ 正しくは 両

室頼業記寬文六年三月二四日条〕 皇に譲るべきであったこと、(55) あればそもそも後水尾法皇の仰せを待つまでもなく譲位とともに霊元天 なかった。 [平林、田島a] が、 のものであったこと 解である。 この記事には火災の時期など一部に誤りがあることが指摘されている すなわち禁裏の火災に備えて禁裏本の副本を作成したという しかし後西天皇による禁裏本の副本作成事業は践祚以前 書籍収集の目的という点からは再検討がなされて来 [久保木a]、 禁裏本以外の副本も作成していること〔葉 などから見ても、 禁裏本の副本として作成したので 妥当とは思われない。

5

西上皇は蔵書の行く末についても深く思いをめぐらし、その結果、 けが特別扱いされたのか説明がつかない。筆者は、これら『御本目録 関が加冠役を勤めることもあるのであり、それだけではなぜ天皇元服だ とって重要な儀式であることは疑いない。しかし親王元服においても摂 王元服に関する史料である。つまり天皇元服に関する史料だけが抹消さ 順で歴代天皇の元服年月日および年齢を記したものであり、 封一四三 - 四四に当たるとすれば、 けであった。だから副本作成に熱心に取り組んだのである。 ぎの天皇であったのであり、禁裏の書籍が自由になるのは在位中の間だ 皇はあくまでも弟高貴宮 自分の手許に置いておくため―であったと考えるべきであろう。 そうではなく後西天皇にとっての副本作成事業は、第一に自分のため― る四年前の延宝九年 険性があると後西上皇は考えたのではないだろうか。後西上皇が崩御す と考える。 に譲るつもりであった、と考えることによって解決できるのではないか に挙げられた書目は、 原則として摂政太政大臣が加冠役を勤めることになっており、 ることも説明がつけやすいであろう。ここで抹消されている書目はすべ 集に努めて蓄積した蔵書は、最終的には大部分を自分の皇子に譲ること に治定するという小倉事件が起きている。そうした緊張状況の中で、 元天皇が強引に出家させ、 天皇の疑惑を招く、 て天皇の元服に関する史料である。これに対し15の『代々御元服』 本御目録』(1)の1-2で冒頭の書目1~44の一四点が抹消されてい を考えていたと推測される。そのように考えると、第二節で言及した『御 近衛基熙に譲られたということになる。確かに天皇元服においては 天皇元服に関する史料を宮家の当主が所有することは、 あるいは霊元天皇にとって何らかの口実を与える危 (一六八一) には皇位継承予定者であった一宮を霊 本来、有栖川宮幸仁親王(もしくは八条宮尚仁親王) (識仁親王、 一宮の外祖父小倉実起らを処分、 天皇元服・皇太子元服・親王元服の 霊元天皇)が成長するまでの中継 五宮を儲君 16以下は親 譲位後も収 摂関家に 後西天 は勅 霊元 ある $\widehat{\underline{I}}$ 後

> にも基煕に賜わった書籍もあった)。 お、『基量卿記』貞享二年七月三〇日条にて推測されているように、それ以外お、『基量卿記』貞享二年七月三〇日条にて推測されているように、それ以外段階で天皇元服関係史料を近衛基煕に分与した、と推測しておきたい(な

❺霊元天皇による後西上皇旧蔵書の管

のであろうか。本節ではその問題の解明を試みたい。 霊元天皇は後西上皇旧蔵書を接収して後、それをどのように管理した

井ab〕をもとに史書関係について整理してみることにする。 おその後、代々の天皇に伝えられ禁裏文庫本の基礎となったことが明 に立成で中御門天皇に譲位、その年の内に急逝したため、蔵書の動きは 七九歳まで齢を保ったのに対し、東山天皇は宝永六年(一七〇九)に 七九歳まで齢を保ったのに対し、東山天皇は宝永六年(一七〇九)に 七九歳まで齢を保ったのに対し、東山天皇は宝永六年(一七〇九)に となっているが、霊元天皇が三四歳で皇子の東山天皇に譲位した後、 はならなかった。この点について、まず酒井氏の研究〔酒 単線的なものとはならなかった。この点について、まず酒井氏の研究〔酒 単線的なものとはならなかった。この点について、まず酒井氏の研究〔酒 単線的なものとはならなかった。この点について、まず酒井氏の研究〔酒 単線的なものとはならなかった。この点について、まず酒井氏の研究〔酒

凡東山院即位時、従,|法皇,|被,|譲申,|御記筥八十三合、外檐子也、であるが、『光栄卿記』享保四年(一七一九)四月一四日条には、霊元天皇が東山天皇に譲位したのは貞享四年(一六八七)三月二一日

寛文六年後西進上御記七○合に貞享二年(一六八五)正月に徳川綱吉か一時文六年後西進上御記七○合に貞享二年(一六九二)五月一五日条等の田俊氏が指摘した『基量卿記』元禄五年六月二七日のことと考えられる(筥数記事により〔石田(俊)〕元禄五年六月二七日のことと考えられる(筥数記事により〔石田(俊)〕元禄五年六月二七日のことと考えられる(筥数記事により〔石田(俊)〕元禄五年六月二七日のことと考えられる(筥数記事により〕「権子」が譲とあり、東山天皇が即位した段階で八三合の「御記筥」と「檐子」が譲とあり、東山天皇が即位した段階で八三合の「御記筥」と「檐子」が譲

や霊 に見える「年代記之類」「奏事目録幷散状」などが候補に挙げられる(23) 都大学附属図書館寄託菊亭文庫本『禁裏御記録目録』 次記』 ら献上された 元天皇が書写させた史書関係の書を含んだものであったろう 0) ほか、 『日次記』等の写本〔基量卿記同月二六日条 宝永四年 [一七〇七] 段階の禁裏文庫の蔵書目録とされる京 〔菊キ三三〕 石田 〔田島 c (実) 参照 **一**日 b

うではなく、 皇 つ霊元上皇が再び借り出すことがあったということであろう。 皇が筥を追加して天皇のもとに送ったと理解しているようであるが、 「其後又一合二合法皇被」召」之、」の部分については酒井氏は霊元上 (中御門天皇) 旦、 が御文庫に出御して確認したのである。 東山天皇に渡した八三合の筥の中から 合・二合ず だから天 そ

この

『光栄卿記』

(および

『基量卿記』)

の記事からは、

史書関係の

書

扉

加

ということが確認できる がれたこと、但し中には霊元上皇が再び仙洞に取り寄せることがあっ が天皇に譲られ、 加分を加えたもの 籍については元禄五年六月に、寛文六年後西上皇進上御記にその後の増 原則としてそのまま東山天皇から中御門天皇に引き継 (霊元上皇が所有するすべてであるかどうかは不明 た

1 庫本と高松宮本とに分かれて現存すること、 追加目録などが中に含まれて詳細が判明すること、 まれていると考えられること、目録に記載される書目の多くが東山御文 御幸関係の史料を収めていた箱の目録であった勅封一三〇-一~ の中に寛文六年後西上皇進上本と後西上皇崩御後の霊元天皇接収本が含 することで細かく見ていくことにする。この目録を取り上げるのは、 入記目録』 この点を霊元天皇 ~2が霊元天皇の筆による 『御追加目録』、 元禄 一五年七月二六日の日付を持つ『不足目録』、 以下、 本節では①~⑥と表記する)に記載される書目を検討 5が行幸に関する桜町天皇筆 (および東山 御 ・中御門・桜町天皇) 入記目録』 年月日を記した不足目録や ① が 『御追加目録』、 「行幸」、②が などの理由による。 の文庫 4が中御門天皇 o) 內、 「御幸」)、 6 が 御 六 行幸・ 御 そ

> 対照させた表を作成した(30) 幸に関する桜町天皇筆 『御新加目録』 (稿末表三)。 である。 目 録の記載と現存本とを

とは古写本の意であろう。 とも考えられるので、4以降すべてが「新加」と考えて良いであろう。 このうち 接収本および霊元天皇新収本ではないかとの仮説が立てられる もしくは扉題が後西天皇筆のものが存在する。 記されている。 1 に は 前が寛文六年後西上皇進上本であり、 短が後西天皇筆であるものが多く見られ、 と注記された書目の中には「古」と注記されたものも目立つ。 40 行幸に関する記録六三点 の「聚楽行幸記」 6263は明らかに追筆であり、 39以前に記されたものの中には外題もしくは 以下には (内四点は抹消) 末尾の 40以後が上皇崩御後の霊元天皇 40以降の中にもやはり外題 62 注記を書き漏らしたも そこから推測すると、 63を除き が 記され 「新加」 7 いる と注 39

するに2 る書 るものが存在し、 確認できるが、②には東山御文庫以外に高松宮本中に現存すると見られ n ある可能性が考えられる)、 るものの、 外題が目立ち までと「新加」と注記される21以降とに分けられ、 2を見ると、 家に伝来していたのではないかと推測される。これら高松宮本に現存す 記録目録』(Ⅵ) 不足十二 前に作成された目録であり、 る。 この仮説を踏まえて御幸に関する記録四二点 (および所在不明なもの) 現所在という観点から見ると、 (および恐らく対となる目録である11) 刪 行間に追記されたものであるから、 やはりこの目録においても、 (但し10は比定される書目の外題が後西天皇筆かと思われ に書名を見出すことができるので、 元禄十五年 対応関係が不明なものについてもH 後者には は、 /七月廿六日」と末尾に記されている。 東山天皇に贈る以前に霊元天皇が作成 ③において書名が書き上げ ①は大部分東山御文庫中の 「古」と記される物が幾つも見ら 「新加」 は元禄十五年 後から追加され (内一点は抹消) の注記を伴わない20 前者には後西天皇筆 かつては有栖川 -六〇〇-(一七〇二) られ、 た書目 を記す 九九 現存が ᄅ

選いので、会別では、 国は享保六年(一七二一)六月八日に中御門天皇が記したもので、後四天皇外題の五点を書き上げ、「元自」旧院」参御本之中」にあったとい西天皇外題の五点を書き上げ、「元自」旧院」参御本之中」にあったとい西天皇外題と見られる書目が存するので、この時まで未整理の後西上皇旧蔵書が存在したということと考えられる。 桜町天皇が記した6の中にも後西天皇外題と見られる書目が存するので、この時まで未整理の後西上皇旧蔵書が存在したということになる(あるいは霊元法皇崩御後に禁中に登られた書物の中に含まれていたのかも知れない)。

門天皇・桜町天皇が継承した伏見宮本書写事業の流れ〔詫間〕とも合致 門天皇・桜町天皇が継承した伏見宮本書写事業の流れ〔詫間〕とも合致 門天皇・桜町天皇が継承した伏見宮本書写事業の流れ〔詫間〕とも合致 りに33)。 章保年間に中御門天皇へ後西上皇旧蔵書を送ったりったわけではなく、享保年間に中御門天皇へ後西上皇旧蔵書を送ったりましている。一方で、必要に応じて一旦東山天皇に譲った書目を取り返り、章立ともあった。こうした理解は、主に譲位後、霊元上皇が主導し中御門天皇・桜町天皇が継承した伏見宮本書写事業の流れ〔詫間〕とも合致門天皇・桜町天皇が継承した伏見宮本書写事業の流れ〔詫間〕とも合致門天皇・桜町天皇が継承した伏見宮本書写事業の流れ〔詫間〕とも合致門天皇・桜町天皇が継承した伏見宮本書写事業の流れ〔詫間〕とも合致門天皇・桜町天皇が継承した伏見宮本書写事業の流れ〔記間〕とも合致門天皇・桜町天皇が継承した伏見宮本書写事業の流れ〔記間〕とも合致門天皇・桜町天皇が継承した伏見宮本書写事業の流れ〔記間〕とも合致門天皇・桜町天皇が継承した伏見宮本書写事業の流れ〔記間〕とも合致門天皇・桜町天皇が継承した伏見宮本書写事業の流れ〔記間〕とも合致門大皇・桜町天皇が継承した伏見宮本書写事業の流れ〔記間〕とも合致門大皇・桜町天皇が継承した伏見宮本書写事業の流れ〔記間〕とも合致門大皇・桜町天皇がは、第12000年によります。

る上、霊元院の収書活動の解明を主眼とする本稿の性格からも、霊元院仙洞御所の文庫と内裏の御文庫とのいずれの旧蔵本かは峻別が困難であれとした蔵書は、高松宮本『歌書目録』等を参観する限り、退位後も保水に文学書の動きについて見てみたい。酒井氏は「霊元院の歌書を中次に文学書の動きについて見てみたい。酒井氏は「霊元院の歌書を中

), (iii) が て、 氏が推測する如く在位中の蔵書をそのまま仙洞に引き継ぎ、 める限り る 学書を保有し続けたと推測することの根拠としては必ずしも充分ではな らの和歌抜書作業点検帳簿と考えられる〔酒井a〕が、禁裏本を借り出 この高松宮本『歌書目録』 を根拠にして霊元天皇が譲位後も文学書を保有し続けたと推測された。 井a二六二頁〕と述べており、 から献上させ、収書していたというアウトラインを示すに留めたい。 は ったと考えて問題なかろう。これら諸目録を詳細に検討することによっ して作業を行なうことも論理的には可能なので、霊元上皇が譲位後も文 :推測できる可能性があるが、それは今後の課題としたい (34) :所蔵の歌書を退位後も接収し、以後の東山・中御門天皇が独自に公家 『禁裏目録』 しかし二節で検討したように、 東山天皇・中御門天皇に譲った文学書がどの程度の分量であったか 霊元天皇筆 (次節で取り上げる『禁中へ御渡物目録』も参照)、 (一)、そして『歌書目録』 『仙洞歌書御目録』 は『新類題和歌集』 H−六○○−九九○ 霊元天皇の在位中の文学書目録であ (ⅳ) といった譲位後の目録を眺 (=)、霊元天皇等筆 編纂のための諸歌集か 『歌書目録』 基本的に酒 増補してい 『歌道目録』 の記載

❻霊元法皇から中御門天皇・職仁親王への蔵書の移動

門天皇と皇子有栖川宮職仁親王へ賜与されることとなった。霊元法皇の蔵書は諸親族や臣下への形見分けを除いては基本的に中御

間 と勅封一八四-七七 月である。 録 覚かき」) 中御門天皇への贈賜は霊元法皇崩御後の享保一七年(一七三二)一〇 酒井ab]。 であり、 これについては詫間氏が を 詫間氏は部分的に紹介しているのみなので、ここで同目録 このうち最も詳細な内容がわかるのは 酒井氏が 『禁中へ御渡物目録』 『光栄卿記』 『宗建卿記』 同月 (外題 一六日条を紹介している 同月一一日 「禁中様へ参りし物共 『禁中へ御渡物日 一八日条

内 七十二色 外ニもくろく有、 内 四色	御伝授御長持 三さほ 田	一、一代要記 一名 一、一代要記 一名 一、一代要記 一名 一、一件要記 一名	々 々	(後筆) (後筆) 「十一月十一日 「十一月十一日 こん中様上ル、」 こん中様上ル、」 二箱 一、甲乙 一、部 一、新記 一、一、一、一 一、一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
	二 (2 丁 オ)		□ (1 † * *)	
和歌雑々一たんす 型海入海 二たんす	が 1 1 1 1 1 1 1 1	一文字御半ひつ 二 内八■ッ 内八■ッ 古二たんす 古抄 一箱 古二たんす 二文字二御□□の 大薫上 二箱 くり色小 和たんす 様たんす	おもてよりこことが、	なし地御長持 一 内八色 小かち御太刀 内八色 小かち御太刀 原御者ほん、かは 同御者ほん、か道具有、 同御さかつき 十八日
二(4 丁 才	_	(3) (1) (2) (3)	□ (3 寸 *)	□ (2 丁ゥ

一、御記六箱しゅんけい二 五合 文献 通考 玉海 太平御らん一たんす 唐類函 七経孟子文補遺 三才図絵 太平広記 女ほう奉書の箱 月令広義 冊府元亀 文苑英華 居家必用 十一月九日 十月廿八日 右の分返し■ 御太刀君万歳 一後白河院宝剣 右ハ一乗院様御持参也、 大明図 右ハ「御内義より」 (「□□宮様□□きう寺様御持参也」の上に貼紙訂正)(4丁ウ)【女ニカ】「りんヵ】 何れもあし有、 一箱 四さつ ||さつ 十さつ 一さつ 二たんす 一たんす 一さつ「以下、ママ) 一たんす 一たんす っさほ たんす 箱 三ふり一 --6 オ) (6丁ウ)

日

一、年中行事 二箱 一、洞裏日次 一箱 「マ丁ゥ」 一、女ほう日次一ふんこ 一、凶事方 一箱 「マ丁ゥ」 古 (マ丁ォ) 一、御遊 一箱 一、まり 御たんす

第二丁の「十一日」は詫間氏の指摘の如く一○月と考えられ、冒頭第二丁の「十一日」は詫間氏の指摘の如く一○月と考えられ、冒頭第二丁の「十一日」は詫間氏の指摘の如く一○月と考えられ、冒頭第二丁の「十一日」は詫間氏の指摘の如く一○月と考えられ、冒頭第二丁の「十一日」は詫間氏の指摘の如く一○月と考えられ、冒頭

東書に、 奥書に、 奥書に、

節、令,,函封,必可,,返進,者也、為,,後証,,言上如,,斯而已、功了、朝恩何事如,之、・雖,,弟子,,直不,,可,,附属,,道晃臨,,命終之右之目録者官庫秘中秘、輙雖,不,被,許,,外見,令,,拝借, 遂書写之

中納言範定卿、

\後鳥羽院、\西園寺入道相国、」「家隆卿消息

ない と見えることと重 ね合わせると、 道晃法親王と考えた方が良い か も知 n

勅封 うし」とは林丘寺で皇女元秀、 ることである。 その中に見える書籍 臣家良公真跡」「伏見院勅筆 為経卿加筆」「後柏原院 たゝ今のー」「後小松院」 尊賞法親王へは の返上書に関する記述は見えない。(36) ある。この記述から考えるならば、 月二三日 大師経」「朗詠上下 対する形見分けの目録として勅封一八四-七六『御遺物御配御目録』と 皇に相伝すべきであるとは考えていなかったのである。なお、 皇進上書は別として、必ずしもその他の書物については、 書目の中に「御内義」「おもて」からだけでなく「女二宮様・りんきぅ えることも重要であるが、もう一つ注目すべき点は、 遺物御配御目録』に職仁親王へ賜与された遺物が書き上げられているが し様御持参」(一○月一八日「一文字御半ひつ」)「一乗院様御持参」(一○ 後京極消息 昨日一」 後鳥羽院御懐紙 霧隔遠山」 皇太子元服記花園院宸翰」「尚歯会詩」「長恨歌 次に有栖川宮職仁親王への形見分けについて、 等、 一八四—七八 一元秀へは へ御 中御門天皇に献上されたということになろう。寛文六年後西上 「御記六箱」「永の字」「女ほう奉書の箱」) 渡物目 「女二宮」とは皇女栄子内親王(二条綱平室)、 「阿仏」 「風雅集序 尊円筆」「後奈良院 和歌題」 『霊元天皇御遺物御配目録』 行能卿筆」「挙天誥命 録 「後西院 ・書跡 には、 二枚文 法華経ー」 「行尹卿筆 ヵ夏三ふく」 「衣笠内ヶ や (の可能性のあるもの)としては「三ふく対 御色紙」「祝枝山字巻」「中将姫筆 「京極黄門消息 「太平御らん」等漢籍についての記載も見 「一乗院」とは皇子尊賞法親王のことで 書籍・書跡関係では栄子内親王へは 三三 |「舞のうつし」等が配られている。 これらの皇子女に形見分けさ 所望事」「定家卿筆 があるが、その中には先 尊円筆 勅封一八四-と見えるものがあ 禁裏に進上された 網代組 古詩」 「御幸記 霊元法皇は天 経」「弘法 皇子女に 七六 明月記切」 一りんき 御 等、

> 頭歌 良院 真蹟」「詩歌 後奈良院勅筆写、 一一四七に相当しよう 八代集卷頭歌」「光明峯寺摂政筆 がH-六〇〇-六三五に、 が挙げられる。 自作也、 -朗 詠 このうち 行成真蹟 「為家筆 後奈良院 狭衣詞 がH-六〇〇 新古今之事、」「後奈定家卿加筆、」「後奈 「朗詠

日記同年八月九日・一〇日条〕、それ以降のことと考えられる。(3) 虫干しされている。 には 考えられている。妥当な見解であるが、一方で、霊元上皇からの大規模 霊元法皇から職仁親王への書籍譲渡は享保一二~一四年頃と霊元法皇崩 享保一二年の段階では特にそのようなことは記されておらず な賜与はこの時に限られなかったのではないかという疑いもある。それ に享保一七年四月までの霊元法皇御製が収められていることから、 詫間氏が指摘されるように『有栖川宮日記』 元法皇を想定すべきであろう。これ以前の書籍虫干し記事を見てみると、 四年 1棹来、 :後の二度が考えられるということになるであろう。⁽⁴⁾ (宮家への移動はそれ以降のことであり、 有 「従 高松宮本の大部分を形成する書籍類はこれとは別に贈られたらしく 「御旧院ゟ御書物簞笥来、 栖川宮日記』に見える虫干し記事からの推測である。 」と見えている。 |御旧院 (一七二九) 九月一八日条には「一、御書籍虫干、」、 御懸物類虫干、 |御書物簞笥四つ」、 誰からの 詫間氏はH 御拝領之御本共、」 神書・延喜式・公卿補任等也、」、 「御拝領」 一一月二〇日条に -六〇〇-二一八『霊元院御製草案』 なのか明瞭でないが、 と見え、 』享保一七年一○月一七日 法皇崩御後に行なわれたと 「御拝領之御本」 「御旧院ゟ御長持 だとすれ 翌一九日条 同日記享保 二八日条 (有栖川) まずは霊 が

は

Ш

に に

承けて、 に生まれ、 は ちなみに職仁親王は霊元天皇の第一 五歳を迎え、三月一 、同年一○月有栖川宮を相続することとなった。一二年(一七] 享保元年 (一七一六) 日 . 仙洞御所において元服、 九月有栖川宮第四代正. 七皇子として正徳 、中務卿に任じられ 仏親王の薨去を 二年(一 七 二七

頁〕、この時期に書籍が譲渡されることは充分に考えられるであろう。頁〕。同年には法皇より仙洞北御殿を賜わってもおり〔職仁親王行実一四一一月には二条吉忠女淳子と婚礼を挙げている〔職仁親王行実一~一四

用干之節御記録ニ可」入者也、」とある ことが確実であることからすれば、①の可能性が最も高いと見て良い。 可能性は考慮しなくて良いであろう。そして②の可能性も皆無では無い 考えられたが、先に考察したように、 ではなく、 思われることからすれば、 ば、 天皇の御所を指すと考えるべきであろうが、 目録の表紙に張られた押紙に「此御本御所ゟ来り候記録御目録也、 類を東山天皇に渡さず、そのまま所有していたことは確実なので、 より前に有栖川宮家に移された可能性、 載された書籍が、①霊元上皇の仙洞御所から有栖川宮家に移された可能 ている〔小倉(真)ab〕。小倉真紀子氏はa論文において、当目録に記 史書類一三箱の目録であることは、 元天皇由来の)高松宮本史書が崩御後に職仁親王のもとにもたらされた 六〇〇-一二二『薩戒記』等、 てこれも可能性に過ぎないが、 分けであれば押紙の文面のような表現はとらなかったのではないかとも 難いが、 二年以前に禁裏より有栖川宮家に移された可能性、 『記録目録』 少なくとも二度にわたって霊元法皇から職仁親王に書籍が譲られた ②仙洞御所より一旦、禁裏に移され、その後、元文二年(一七三七) この書籍移譲が霊元法皇生前なのか崩御後の形見分けなのか、 仙洞御所を単に 霊元上皇から天皇への書籍移譲が史書を先としたこと、 霊元法皇存世中の賜与であった可能性が考えられよう。 (切) が享保元年以降に霊元法皇より職仁親王に贈られた 「御所」と記した可能性も充分に考えられるであろ 従来推測されていたような崩御後の形見分け 『記録目録』 Н 一六〇〇一五〇 小倉真紀子氏によって明らかにされ 霊元天皇が譲位後もしばらく史書 「御所」については一般的には ③仙洞御所を経ることなく、 (Ⅵ) に掲載されていない 職仁親王の立場を考えれ 『中右記抜書』・H の三つの可能性を 形見 (3) (7) そし 判断 土 元

ものであったのではないか。

れば、それ以降ということになろう。 三〇四 それ以降に職仁親王の手に渡ったということになる。またH−六○○ 九年(一七二四)三月に霊元法皇が自ら書写した写本であり、 確実である。この他では、 解を紹介したように、 た時に詠まれた詩歌を記したものであるから、 かとすることは難しいが、 一方、文学書についてはやはりいつ職仁親王に賜与されたのかを明 『象詩歌』は享保一四年(一七二九)四月に入京した象を観覧 崩御後の形見分けの中に含まれていたことはほぼ 先に H-六○○-一二五七『古今金玉集』 『霊元院御製草案』 霊元法皇由来の書物であ について詫間氏の見 は享保

この点については、今後、精査が必要であるが、一つの目安として『歌道目録』(ii)と勅封一○四‐三‐一一‐三中御門天皇筆『歌書御目録』(4)を比較してみると、その書目には出入りがあるが、このうち前者に存して後者に存しない書目のうち、九○部以上は現高松宮本に比定される。これらの書目がどのような意図に基づいて選ばれたのか、筆者は判断する能力を持たないが、少なくともある意図をもって選別されたものであることは疑いない。となれば、霊元法皇生前の移譲があったか、あるいは生前にあらかじめ職仁親王に形見分けする書物を選んでおいたあるいは生前にあらかじめ職仁親王に形見分けする書物を選んでおいたあるいは生前にあらかじめ職仁親王に形見分けする書物を選んでおいたあるいは生前にあらかじめ職仁親王に形見分けする書物を選んでおいたかのどちらかということになる。

むすび

おらず、それらは後西上皇の手許に残された可能性が高いことを指摘し一録新写本を七○合を進上したが、その中には古写本や文学書は含まれて「一六六六」に後水尾法皇の命によって後西上皇が霊元天皇に諸記・「一六六六」に後水尾法皇の命によって後西上皇が霊元天皇に諸記・「一次にわたって、後西天皇収集書が霊元天皇を経て、中御門天皇と有

に中 贈られていること、 等、 熙に賜与したこと、 見分けを検討し、 後西上皇崩御後の接収本の中には古写本が含まれていたという第 り返すこともあったこと、 分は手許に残す)、 は完了しないまま、 年後西上皇進上本に加える作業を行なったこと、しかし完全にその作業 を論じた。第五節では、 は、 に組み込んだことを明らかにした。 稿に検討を加え、 譲位後も自分の手許に置くことができる蔵書を増やすためであったので しくは崩御時と考えるべきことを論じた。第四節では、後西天皇が禁裏 後西上皇旧蔵書を入手した時期について検討を加え、後西上皇の生前も 元天皇が接収し、 |価値を持つ書籍 推測も再確認することができた。 第 御門天皇に献上されたものがあること、 霊 後西上皇旧蔵書中より分置されていたと見られる書物が含まれてお 霊元天皇は後西上皇旧蔵史書を接収した後、 |副本作成作業を行なったのは、禁裏の火災に備えてのものではなく、 (および一部は近衛基熙) に譲るつもりであったと考えるべきこと 最終的には、 第 元天皇による収集書も含めたかなりの量の史書・文学書が 一節では、 増補していったと考えられることなどを明らかにした。 一節で検討した後西上皇作成の史書関係蔵書目録草稿掲載書目 幸仁親王 さらに再整理を行なったこと、 それらは貞享二年 崩御後に中御門天皇へ贈られた書籍には まず後西上皇が生前に作成した史書関係の蔵書目録草 ・書跡の他に その後も必要に応じて禁裏より箱を戻して書物を取 文学書についても霊元天皇が接収し、 それらの中には他の皇子女に一旦形見分けされた後 譲位後五年を経て東山天皇に譲ったこと 勅封一三〇-一~六 文学書については譲位後もそのまま仙洞に引 (もしくは同じく後西天皇皇子八条宮尚仁親 「神書・延喜式・公卿補任 第六節では霊元法皇崩御後の書物形 第三節では後西天皇皇子幸仁親王が (一六八五) 職仁親王にはやはり美術品 『御入記目録』 それを分類して寛文六 一部は崩御前に近衛基 の後西上皇崩御後に霊 自らの蔵書中 『一代要記』 や霊元法皇 の検討によ (未整理部 この時、 一節で なお、

> 書目の 与であって、 にも詳 選別された上で職仁親王に賜与されたと考えられること等を明らかにし 目 れること、 は製も含めた書物が贈られていること、 る可能性があること、 録』(V)を比較することによって、 かなりの部分は現高松宮本であり、 細は不明であるが、 それに記載されていない史書は崩御後の形見分けと考えら 『記録目録』 文学書については $\widehat{\underline{\mathtt{V}}}$ ある程度の分量の書籍が賜与されて に記載される書物が霊元法皇存 それ以前、 前者に存して後者に存しな 少なくともある意図をもって 『歌道目録』 享保一二~ iii と 四四 世 たと見 中 一の賜

n

6

た。

となった。 譲渡分を除いて、 譲ろうとは考えていなかった。しかし結果として有栖川宮職仁親王への 皇が崩御後に自分の蔵書を縁者に形見分けしようと考えたように、 6 的な打撃を被った禁裏の文庫は、 来の研究では、ともすれば天皇の蔵書を次代の天皇が受け継ぐことは当 べてを天皇に譲るべきであるとは考えていなかったことを指摘したが、 天皇に引き継がれることとなったのである 然と見做されがちであったが、本稿で書物の流れを追った結果からも明 このことは近世の禁裏文庫を考える上では重要な意味を持っている。 「皇も自分が収集した書物のすべてを崩御時の天皇である中御門天皇に '焼け残った書物とその後の新たな蓄積で、 `かなように、それは必ずしも妥当ではない。万治の大火で一旦、 なお第六節では、 そして以後は、 霊元法皇旧蔵書籍の主だった部分は中御門天皇の所蔵 霊 元法皇が必ずしも自分の蔵書の基幹となる部 それが拡大した禁裏文庫本として以後の 後西上皇寛文六年進上書を核としなが 増加していったが、 後西上 壊滅

あったとするならば、 万治の大火の焼け残りと考えられがちであった。 この いても影響を及ぼす。 ような理解は、 それは後西天皇の譲位と共に霊元天皇に受け継が 禁裏文庫における古写本等貴重書の 従来、 東山御文庫に現存する古写本については しかしもし焼け残りで 伝来の 解釈

代の天皇に渡さねばならないものではなかった。 代の天皇に渡さねばならないものではなかった。 代の天皇に渡さねばならないものではなかった。 後西天皇に渡さればなかろうか。後西上皇が新院御所に移動させた書物についたであろう。確かにそれら後西上皇の蔵書の中には勅は一七八‐三‐一四後柏原天皇筆『蹴鞠口伝集』のような恐らく御所内味すると理解すべきであろう。確かにそれら後西上皇の蔵書の中には勅味すると理解すべきであろう。確かにそれら後西上皇の蔵書の中には勅はては、禁裏の蔵書ではなく、自分の個人的な蔵書と考えていたことを意に渡されたはずではなかろうか。後西上皇が新院御所に移動させた書物についれたはずではなかろうか。後西上皇が新院御所に移動させた書物についれたはずではなかろうか。後西上皇が新院御所に移動させた書物についれたはずではなかろうか。後西上皇が新院御所に移動させた書物についれたはずではなかろうか。後西上皇が新院御所に移動させた書物についれたはずではなかろうか。

同じ内容の書物が複数存在する場合、 巻子本について石田実洋氏が推測された〔石田 があったのかをすべて明らかにすることは難しいが、一つには られるであろう。一つは霊元天皇が意図的に選別したものであり、文学 めには、 たのかという問題について述べておきたい。この問題を明らかにするた ないかと考えられる。 書については第六節で述べた通りであり、史書については『記録目録 う必要があるが、大雑把な見通しとしては、大きく分けて二種類に分け (Ⅵ) に掲載された書目がそれに当たる可能性がある。どのような意図 最後に、 残された目録に記載される書目と現存本との対比を丁寧に行な 霊元法皇旧蔵書の中からどのような書籍が職仁親王に譲られ 一方を職仁親王に分与したのでは (実) c八九頁] ように、 『明月記

が有栖川宮家に伝来したのは偶然と考えて良いであろう。似たようなも来)が意図的に職仁親王に譲渡されたと考えることは困難なので、これの目録となった『伏見宮殿文庫記録目録』(書写された写本は禁裏に伝などがそれに相当する。少なくとも伏見宮本を霊元院が書写せしめた際・二一八『霊元院御製草案』やそれに含まれる『伏見宮殿文庫記録目録』もう一つは、崩御時に霊元法皇の手許に置かれていた書籍のある部分もう一つは、崩御時に霊元法皇の手許に置かれていた書籍のある部分

れる。それらの点は今後の課題としたい。 と現存本との対応関係の調査や外題筆者の確定等の綿密な調査が求めら 禁裏に存在していた段階で作成された目録がそのまま『禁裡御蔵書目録 物七○箱の内の「系図」 分賜する遺物の中に紛れ込んでしまったと考えられる〔小倉 V 仙洞に取り戻されたが、その事実が禁裏側で把握されていなかったため 伝来していたということではなく、霊元上皇在世時のある段階において いるぐらいである〔高田〕。これは同目録作成時に禁裏に「系図」箱 伝来すべきであったし、 も挙げられる。 のとして高松宮本中の系図関係資料〔H‐六〇〇‐一〇五五~一一三四〕 これらの点を詳細に論じ明らかにするには、 に転載され、 これは寛文六年に後西上皇より霊元天皇に進上された書 一方、仙洞ではその経緯が忘れ去られて職仁親王 実際、『禁裡御蔵書目録』 箱に相当すると考えられるので、 諸目録に記載される書目 (Ⅳ) にも掲載され 本来は禁裏に (慈) b 。

註

1

- より文化庁が購入したものではない。

 「資料番号はH‐一三四、一三八、一四一~一四三、一四五、一四六、一六八。このは、H‐一四四の伝冷泉為相本『新古今和歌集』について高松宮旧蔵と述べられて、資料番号はH‐一三四、一三八、一四一~一四三、一四五、一四六、一六八。この
- (2) 原文は横書きで数字の表記に洋数字を用いているが、今、引用にあたり漢数字(2) 原文は横書きで数字の表記に洋数字を用いているが、今、引用にあたり漢数字の長記に洋数字を用いているが、今、引用にあたり漢数字
- (3) 小川氏はH‐六○○‐二四五‐三『部類記等記録目録』について、後西天皇がように考えることは難しい。
- 張即之の書か。勅封一八四-七八『霊元天皇御遺物御配目録』には妙門(霊元

4

尊胤親王)への遺物として「即之筆 大字長公子、 一ー」が見える。 天皇皇子堯恭親王)への遺物として「即之 白日 一巻」、知恩院(霊元天皇皇子

- (5) 以下、本稿では、わかりやすく記述するため、歴代天皇の呼称に関して、特に(5) 以下、本稿では、わかりやすく記述するため、歴代天皇の呼称に関して、特に
- (6) 『日次記以下御目録』(V)が『禁裡御蔵書目録』(N)と連れの目録と考えられることは、田島 a 論文の修正点については、酒井 e 論文注(2)に指摘されるように、8系図、49諸家伝は現高松宮本に含まれると考えられる(ただし『禁裡御蔵書目録』(N)の系図項〔酒井 e 論文に翻刻されるが、残念ながら誤りが多い。『禁裡御蔵書目録』(N)の系図項〔酒井 e 論文に翻刻されるが、残念ながら誤りが多い。『禁裡御蔵書目録』(N)全体の翻刻として山崎論文もある〕に見える書目すべてが高松宮本として伝来するわけではない。例えば国治筆『津守氏系図』は現書陵部蔵本〔函架番号四一四 四八〕に相当すると考えられる。これは寛文一二年(一六七二)架番房四一四 四八〕に相当すると考えられる。これは寛文一二年(一六七二)は勅封9(-4)のみに対応すると考えた。なお、後述するように、対応する現成 1 回文庫本の函のすべてがこの寛文六年時に後西上皇より進上されたというわけではなく、その後に追加されたものも存在する。
- 院時成が伺候していたという〔基熙公記貞享二年二月二五日条(註(9)参照)〕。(8) そもそも崩御以前より上皇御所には霊元天皇の内意を承けて清閑寺熙房と西洞
- (9) 『基熈公記』には以下のように見えている。

貞享二年二月二三日条より

同月二五日条より

従,,時量卿·保春卿両人,有,状、御遺書聊有,,子細,之間、

封之可;;返給;旨也

送之、 (臺灣) | 四部伯耆守, 年来從, 関東, 被, 侍置, 武士也、御遺書 一通前平中納言・宮内卿両人以, 岡部伯耆守, 年来從, 関東, 被, 侍置, 武士也、御遺書 一通

熙房卿、·右衛門督時成卿両人有;|勅定,|伺,|候院御所,| 其謂者御閉眼以後、御文不審無_極、雖_然無;|是非,返遣了、旧院自,|御悩中間,到,|今日,清閑寺大納言

後代東西,之間、不¸能¸記、仍時量・保春両卿触;,諸事,難義云々、心中雖¸有¸之可;,遠慮,事也、尊為;,天子,令;,如¸此叡慮;可¸悲々々、委細為;庫之事等御不審之御内意之由、諸人称之、即真実云々、雖;,凡下人;如¸此事

書直本は若干表現が簡潔になっている)(同年二月記は二種類存在するが、ここでは草稿本〔二二九四九号〕から引用した。

ちなみに註(9)で触れた『基煕公記』草稿本は貞享二年正月より三月の一冊法親王)、近衛基煕、平松時量と高野保春に遺書が渡されている〔基煕公記同日条〕。子八条宮長仁親王の跡継、後の尚仁親王)と毘沙門堂宮(後西天皇第六皇子公弁この後、三月七日に兵部卿宮(幸仁親王)、員宮(後西天皇第八皇子で第一皇

- (10) ちなみに註(9)で触れた『基熈公記』草稿本は貞享二年正月より三月の一冊(10) ちなみに註(9)で触れた『基熈公記』草稿本は貞享二年正月より三月の一冊に正式を表している。古今伝授筥については、霊元法皇崩御後の『光栄卿記』享収証とされている。古今伝授筥については、霊元法皇崩御後の『光栄卿記』享収証とされている。古今伝授筥については、霊元法皇崩御後の『光栄卿記』享収証とされている。古今伝授筥については、霊元法皇崩御後の『光栄卿記』享収証を表している。
- かるべきであろう。(1) また、霊元天皇自身が不足に気づいたのであれば、12にその書名が記されてし
- (12) 漢籍類についてはさぐる手がかりをほとんど見出せていないため、今後の課題
- (13) この他、一九四二~四三年頃に図書寮図書課整理係が猪熊信男氏を招請して図また掲載されない「明暦」印を持つ書籍が八十数点指摘されている(他に同西筆の外題がある等、後西天皇に関わる書籍が八十数点指摘されている(他に同西輩の外題がある等、後西天皇に関わる書籍が八十数点指摘されている(他に同声寮蔵書中の旧禁裏本の筆者について鑑定した際の記録である早稲田大学図書館書に掲載されない「明暦」印を持つ書籍と数点存在する)。
- (項と言われていると述べている〔小川b〕が、酒井論文を承けたものであろうか。 で 「でる)東山御文庫本『歌書目録』(勅封一○二‐三‐三八)」と述べる(酒井 d 論 文注(3)の記述によれば、福田氏自身は調査できなかったらしく、『桂宮本叢書』 で、了、の記述によれば、福田氏自身は調査できなかったらしく、『桂宮本叢書』 文注(3)の記述によれば、福田氏自身は調査できなかったらしく、『桂宮本叢書』 一○所収「「桂宮本叢書」の称呼について」の記載によって、『歌書御目録』(i)は福田論 文注(3)の記述によれば、福田氏自身は調査できなかったらしく、『桂宮本叢書』 一○所収「「桂宮本叢書」の称呼について」の記載によって、『歌書御目録』(i)は福田論 文注(3)の記述によれば、福田氏自身は調査できなかったらしく、『桂宮本叢書』 一○所収「「桂宮本叢書」の称呼について」の記載によって、『歌書御目録』(i)は福田論 文注(3)の記述によれば、福田氏自身は調査できなかったらしく、『桂宮本叢書』 一○所収「「桂宮本叢書」の称呼について」の記載によって、『歌書御目録』が元禄一四年 の直接の祖本らしいと推測されている。小川剛生氏も『歌書目録』が元禄一四年 の直接の祖本らしいと推測されている。小川神生氏も『歌書目録』が元禄一四年 の直接の祖本らしいと推測されている。小川神生氏も『歌書目録』が元禄一四年 の直接の祖本らしいと推測されている。小川本子の本子の本書は、記述である。 の直接の本書は、記述である。 の直接の本書は、記述である。 の直接の本書は、記述である。 の直接の本書は、記述である。 の直接の本書は、記述である。 の直接の本書は、記述である。 の言ないる。 の言な

- その一行前に「水日集」も行間追記されている。
- 書は享保七年(一七二二)の写本なので、本目録もそれ以降の成立となる。(17) ちなみに雑賀の中の「浜木綿」が現書陵部五〇一-四三六であるとすると、同
- -五-六-二を「仙洞歌書御目録」と呼ぶこと自体は必ずしも誤りとは言えない。(18) 但し『仙洞歌書御目録』は勅封六九-五-六の史料名でもあるから、勅封六九
- は見出していない。
 の見解〔武田〕がある。これはあり得べきことではあるが、それを裏づける史料の見解〔武田〕がある。これはあり得べきことではあるが、それを裏づける史料の見解〔武田〕がある。これはあり得べきことではあるが、それを裏づける史料の見解〔武田〕がある。
 は見出していない。
- 印と「幸」印の印記記載が漏れている。 物館 二○○九年)では、H‐六○○‐七一三『一人三臣和歌』について「明暦』草庵和歌集』が加えられる。なお『高松宮家伝来禁裏本目録』(国立歴史民俗博2) 酒井 a 論文に表一として三三点が掲げられており、他にH‐六○○‐九二四『続
- 一○二-三-三八)に、社千首)について、「元禄末年頃成立とされる東山御文庫本『歌書目録』(勅封(22) 酒井氏は「幸仁」印を持つH-六○○-五七○『宗良親王千首』(外題「信太(22) 酒井氏は「幸仁」印を持つH-六○○-五七○『宗良親王千首』(外題「信太

高太(ママ) 一一

> ろうか。 のうか。

- 村真美子氏の御教示)。 でない。なお「明暦」印を持つ『岷江入楚』が現在、毘沙門堂に伝来している(木(23) このときに貸し出している『岷江入楚』が現高松宮本であるのかどうかは定か
- 「明暦」「幸仁」印が捺されるH−六○○−五一○に相当すると考えられる。
- 二・三節、また平林論文等参照)などから考えても、従えない。
 「一三節、また平林論文等参照)などから考えても、従えない。
 「一六日条・三月二四日条に記される後西上皇の不満(第一節参照)、また寛文月二六日条・三月二四日条に記される後西上皇の不満(第一節参照)、また寛文とのことが影響したものと思われる」と説明するが、『葉室頼業記』寛文六年二年の進上後も古写本は所持し続け、さらに新たな写本も作成していること(第一十三節、また平林論文等参照)などから考えても、従えない。
- 霊元天皇の後西上皇に対する姿勢を示す一例と言えよう。子孫が皇位についていないことを挙げている〔兼輝公記貞享二年二月二九日条〕。呼ばれた淳和天皇にちなんで付けたものであるが、その理由の一つに淳和天皇の後西上皇崩御後、霊元天皇はその追号を自ら選定した。「後西」とは西院帝と
- しておきたい。 での方が文字数が多いので、とりあえず酒井翻刻の脱字・脱文と判断翻刻とは異同がある。酒井氏の翻刻がどの写本によったものであるのか不明であるが、本引用の方が文字数が多いので、とりあえず酒井翻刻の脱字・脱文と判断をが、本引用の方書陵部所蔵江戸写本によった。酒井a論文二六一頁、b論文二九一頁の
- 但し実際には目録のみの進上で、書物が完全に進上されたのは、禁裏の文庫の但し実際には目録のみの進上で、書物が完全に進上されたのは、禁裏の文庫の目録が完成してからであった〔石田(俊)〕。石田氏はこの時期に禁裏文庫の目録単築が完成してからであった〔石田(俊)〕。石田氏はこの時期に禁裏文庫の目録とが完成してからであった〔石田(俊)〕。石田氏はこの時期に禁裏文庫の目録をように解釈しておきたい。

書が入っている場合もある

- (30) なお勅封一三〇 一〜三についてはかつて原本調査を行なった際、爪点の存在でえた。
- (31) なお宝永四年(一七○四)段階の禁裏文庫の目録とされる菊亭本『禁裏御記目録』や勅封五九‐三‐一‐二中御門天皇ほか筆『御文庫記録目録』乙(単第二冊) 日録を作成した時には現物が確認できたということではなく、それ以前に存在した目録をそのまま書き上げて作成したためと考えるべきであろう。したがって目録に書目が見えることは、必ずしも現物の存在を意味しないという点、注意しておきたい。なお、『禁裡御蔵書目録』【Ⅳ)ではやはり②についで④・⑥を書き上げた後、③を年月日部分を除いて写している。
- 3) この点は次節で触れる『光栄卿記』享保一七年一○月二六日条の記事からも明
- 天皇の譲位前後の時期に行なわれたものと見てよかろう。れた冷泉家次第書書写事業〔石田(実)a〕も、恐らくは同氏の推測通り、霊元内裏とに分かれて存在していた〔詫間註(9)〕。石田実洋氏によって明らかにさ(3) 詫間氏によれば、伏見宮本の写本は霊元天皇譲位後のある時期まで仙洞御所と
- きたい。なお、霊元天皇の歌書書写活動については酒井ac論文参照。 歌書御長櫃二合納,御文庫,了、」という記事を挙げて、霊元上皇から禁裏御文庫 歌書御長櫃二合納,御文庫,了、」という記事を挙げて、霊元上皇から禁裏御文庫 (34) 酒井氏は『光栄卿記』享保三年(一七一八)二月二五日条の「依、召参内、御
- 断して、いわゆる手箱そのもののことと考えられる。(36) 元秀に対しては、「大ふんこ」が賜与されているが、書かれている位置から判
- ず、この関係は不明である。 〔有栖川宮日記、職仁親王行実二二頁〕が、『御遺物御配御目録』には見えておら(37) この他、行平御太刀・御硯文台・御厨子棚・屏風・網代御輿等も贈られている
- 二〇日にはさらに「御拝領之御装束」も虫干しされている。
- 干し記事は見られない。3) 享保一三年の『有栖川宮日記』は七~一二月分のみが現存し、その中に書籍虫3)
- ば享保六年一二月一二日に「青蓮院宮御筆拾要抄一冊」や絵画を拝領しており、40) もちろん少量の賜与はこれ以外にも存した。たとえば『有栖川宮日記』によれ

- たものと考えられる〔宸翰英華九二六・九四○〕。一四年職仁親王王子音仁親王七夜および同年一一月一三日法皇御幸の際に賜わっH-六○○-一六五○『霊元院御製懐紙』は箱蓋裏書等を参考にすれば、享保
- 春大〜雑冬までは書目に不審紙が付された各檐子末尾部分がほぼ高松宮本に相当する(その他にも若干高松宮本に相当するものもあり、それは別置されたない書目の中には宮内庁書陵部御所本に相当する書目が存在する)。冒頭の箱・檐子当する(その他にも若干高松宮本に相当する書目が存在する)。冒頭の箱・檐子
- ○職仁親王への譲渡分が例外的存在となったことには、本来、有栖川宮家に伝わるべきであった後西上皇旧蔵書を霊元天皇は有栖川宮家当主である職仁親王に一であったが、この度、日野家に返却されることになったことが記される)。そうであったが、この度、日野家に返却されることになったことが記される)。そうした過去の経緯があったために、霊元天皇は有栖川宮家当主である職仁親王にした過去の経緯があったために、霊元天皇は有栖川宮家当主である職仁親王にした過去の経緯があったために、霊元天皇は有栖川宮家当主である職仁親王への譲渡分が例外的存在となったことには、本来、有栖川宮家に伝わてはなかろうか。

史料依拠写本・刊本

兼輝公記 東京大学史料編纂所所蔵謄写本〔二〇七三-一二九〕槐記(『日本古典文学大系』96近世随想集による)有栖川宮日記 宮内庁書陵部所蔵原本〔有栖五〇八〇〕(本文・注で所蔵先等について言及した場合には省略)

勧慶日記

京都大学総合博物館所蔵自筆本〔勧修寺家文書三七二〕(紙焼写真によ

時量卿御記 後西院御喪事(京都大学附属図書館所蔵自筆本〔平松三-ト-一〕(京記大日本史編纂記録(京都大学文学部所蔵原本(小川・大塚論文翻刻による)禁裏番衆所日記(宮内庁書陵部所蔵〔柳一七四〕(紙焼写真による)堯恕法親王日記(妙法院所蔵自筆本(『妙法院史料』二の翻刻による)

大学電子図書館画像による)

葉室頼業記 宮内庁書陵部所蔵自筆本〔葉一〇〇四〕(紙焼写真による)

光栄卿記 无上法院殿御日記 東京大学史料編纂所所蔵謄写本〔二〇七三 - 一七九〕(自筆原 宮内庁書陵部所蔵写本〔二六〇-一〕

本は陽明文庫所蔵

宗建卿記 宮内庁書陵部所蔵歴代残闕日記巻一二四明治写本 [二五三-一八二] (影 印本による)

基量卿記 宮内庁書陵部所蔵自筆本〔柳五八〕(紙焼写真による)

基熙公記 陽明文庫所蔵自筆本 〔元函、二二九四九号〕 (紙焼写真による)

霊元上皇院中番衆所日記 作成デジタル画像による) 東山御文庫収蔵〔勅封九三-一〕(東京大学史料編纂所

東京大学史料編纂所にて作成したデジタル画像に、高松宮本については紙焼写真もし くは館蔵高松宮家伝来禁裏本データベース画像により、一部について原本調査を行な なお、東山御文庫本については原則としてマイクロフィルムもしくはそれをもとに

参考文献

- 石田 実洋 a 「冷泉家時雨亭文庫所蔵『朝儀諸次第』と高松宮家伝来禁裏本」『書陵 部紀要』五三 二〇〇二年
- 『明月記』延宝奥書本をめぐって」『日本歴史』六四七 二〇〇二年
- 「『明月記』の自筆本と転写本・逸文」『明月記研究』八 二〇〇三年

c b

- d 「東山御文庫本『御本御目録』と高松宮家伝来禁裏本」吉岡眞之・小川 剛生編『禁裏本と古典学』塙書房 二〇〇九年
- (伊地知鐵男・橋本不美男)「「桂宮本叢書」の称呼について」宮内庁書陵部編『桂宮 石田 「元禄期の朝幕関係と綱吉政権」 『日本歴史』 七二五 二〇〇八年 本叢書』二〇 養徳社 一九六〇年
- 小川 海野 幸代・大塚統子「大日本史編纂記録(二)」『神道古典研究所紀要』七 「東山御文庫蔵『古今集相伝之箱入目録』・同 芸論考』六 新典社 二〇〇一年 『追加』考」『古代中世文 100
- 小川 剛生a 「高松宮家伝来の禁裏文書について」「中世近世の禁裏の蔵書と古典 編・発行『中世近世の禁裏の蔵書と古典学の研究 研究調査報告』 学の研究―高松宮家伝来禁裏本を中心として―」研究プロジェクト 一 二〇〇七年
- b 「禁裏本・禁裏文庫について」『語文』一二九 二〇〇七年

慈司a 「「高松宮家伝来禁裏本」の来歴とその資料価値―歴史資料を中心に 「『西面御文庫宸翰古筆並和漢書籍総目録』(宮内庁書陵部蔵有栖川宮 本)」吉岡眞之・小川剛生編『禁裏本と古典学』塙書房 二〇〇九年

小倉

- 奥書刊記集成・解説編 国立歴史民俗博物館資料目録[八-二]『高松宮家伝来禁裏本目録』 一〇〇七年 国立歴史民俗博物館 二〇〇九年 初出
- 「高松宮家伝来禁裏本について」中部日本放送編・発行『宮廷の雅 一〇一一年
- 小倉真紀子a 「近世禁裏における六国史の書写とその伝来」田島公編『禁裏・公家文 庫研究』三 思文閣出版 二〇〇九年年 初出二〇〇六年
- b 『記録目録』(国立歴史民俗博物館所蔵高松宮家伝来禁裏本」吉岡眞之· 小川剛生編『禁裏本と古典学』塙書房 二〇〇九年
- 宮内省図書寮編『霊元天皇実録』一~三 ゆまに書房 二〇〇五年 原本刊行一九三
- 宮内庁書陵部編 『図書寮典籍解題』続文学篇 養徳社 一九五〇年
- 宮内府図書寮編『図書寮典籍解題』文学篇 国立書院 一九四八年 『図書寮典籍解題』 歴史篇 養徳社 一九五〇年
- 「万治四年禁裏焼失本復元の可能性―書陵部御所本私家集に基づく」吉 岡眞之・小川剛生編『禁裏本と古典学』塙書房 二〇〇九年
- b 「万治四年禁裏焼失本復元の可能性―歌学歌論書・定数歌・歌会の場合」 『武蔵野文学』五七 二〇〇九年
- 小池 行 「御所本」井上宗雄ほか編『日本古典籍書誌学辞典』岩波書店 一九九
- 国立歴史民俗博物館・資料委員会編・発行『国立歴史民俗博物館館蔵資料概要』
- 是澤 恭三a 「東山御文庫御秘蔵の御湯殿上日記の由来」『歴史と国文学』
- b 「御湯殿上日記の研究 九三八年 伝播編」二『日本学士院紀要』 一五-三 一九
- 茂幸a 「霊元院仙洞における歌書の書写活動」『禁裏本歌書の蔵書史的研究 思文閣出版 二〇〇九年 初出二〇〇五年

酒井

- b 「霊元院仙洞における古記録の収書活動」『禁裏本歌書の蔵書史的研究 初出二〇〇六年
- 「江戸時代前期の禁裏における冷泉家本の書写活動」『禁裏本歌書の蔵 書史的研究』 初出二〇〇六年
- 「後西天皇の歌書の書写活動」『禁裏本歌書の蔵書史的研究』 初出

d

С

九年

- е 「国立歴史民俗博物館蔵高松宮家伝来禁裏本の「系図」の史料群につい て」『研究と資料』六三 二〇一〇年
- 杉栄三郎ほか 『職仁親王行実』高松宮 一九三八年
- 高田 義人 「『医陰系図』解題」詫間直樹・高田義人編『陰陽道関係史料』汲古書 院 二〇〇一年
- 詫間 「高松宮家旧蔵『伏見殿文庫記録目録』について」田島公編『禁裏・公 家文庫研究』二 思文閣出版 二〇〇三年
- 武田 「高松宮御秘蔵品拝観記」『中央史壇』一三-八 一九二七年
- 公 a 「禁裏文庫の変遷と東山御文庫の蔵書」大山喬平教授退官記念会編 本社会の史的構造』古代・中世 思文閣出版 一九九七年 日

田島

- b 「御本御目録」毎日新聞社「至宝」委員会事務局編『皇室の至宝 御文庫御物』四 毎日新聞社 二〇〇〇年 東山
- 「近世禁裏文庫の変遷と蔵書目録」田島公編『禁裏・公家文庫研究』一 思文閣出版 二〇〇三年 初出二〇〇〇年
- 田島 公・松澤克行「お湯殿の上の日記」『東京大学史料編纂所の国宝・重文名品展』 東京大学史料編纂所 二〇〇五年
- 田渕句美子 「新古今和歌集」館蔵史料編集会『〈国立歴史民俗博物館蔵〉貴重典籍 叢書』文学篇四 臨川書店 二〇〇〇年
- 帝国学士院編 『宸翰英華』二 紀元二千六百年奉祝会 九八八年復刻) 一九四四年 (思文閣出版
- 野村 中村健太郎 玄 「後西天皇の譲位と「天子御作法」」『日本近世国家の確立と天皇』清文 「66柿本人麿像」中部日本放送(株)編・発行『宮廷の雅』二〇一一年 堂出版 二〇〇六年 初出二〇〇四年
- 福田 平林 秀 盛得 「後西天皇収書の周辺」岩倉規夫・大久保利謙編『近代文書学への展開』 「宮内庁書陵部及び東山御文庫の「歌書目録」 について」 『日本文学逍遥』 一九八二年
- 山 本崎 田 慧子 「葉室頼業記」『日本歴史「日記」総覧』新人物往来社 一九九四年 新典社 二〇〇七年 初出一九六三年

誠

- 吉岡 眞之 「禁裡御蔵書目録稿(四)東山御文庫蔵『禁裡御蔵書目録』一」『(国文 |東山御文庫本 『続日本紀』 の周辺」 『続日本紀研究』 三〇〇 一九九六年 学研究資料館文献資料部)調査研究報告』一七 一九九六年

和田

『皇室御撰之研究』明治書院

一九三三年

本稿は日本学術振興会科学研究費補助金学術創成研究「目録学の構築と古典学

史料閲覧を御許可いただいた各史料所蔵機関には深謝申し上げたい。 二○○七~一一年度)による成果の一部である。東山御文庫本の拝観および写真(一 の再生―天皇家・公家文庫の実態復原と伝統的知識体系の解明―」(田島公代表 点)・翻刻(表形式も含め三点)の掲載を御許可いただいた宮内庁侍従職、またその他

(国立歴史民俗博物館研究部

(二〇一二年四月一〇日受付、 二〇一二年五月二五日審査終了

『葉室頼業日記』の七〇箱と現東山御文庫本・『禁裡御蔵書目録』『日次記以下御目録』等との対応

表

34宣下
35御遊
25 政始
42宣下幷門号定
33辛酉甲子
31~32改元甲:
34行幸幷御幸記
34行幸幷御幸記
37親王元服記
36天皇元服記
40~41御即位記甲
39 御譲位
9御神楽記
8諸社祭記
(+国立公文書館) 29魚魯幷大間
14 29魚魯幷大間
28 除目
27 叙位記
24 節会
23 臨時
222恒例
(対応関係不明) (対応関係不明)
21年中行事
18西宮北山之類
19朝野群載之類
13類聚国史
16律令格式
17令集解
14国史部類
12三代実録
11 三代実録
12三代実録

57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	番号
雑々無目録	雑々諸寺	雑々釈教	雑々神社	雑々神祇	雑々	旧記	官職便覧 五十五冊	諸家伝	系図	御ゆとの、上ノ日記	日次雑々記	甘露寺家記	薩戒記	園太記 卅三冊	平戸記 十九冊	勧修寺家記 (註) 2	愚昧記	山槐記	中右記	左経記	野府記	懺法講記	御八講記	函内訳
五箱	一 箱	一 箱	二箱	一 箱	一 箱	一 箱	一 箱	一 箱	一 箱	二箱	四箱	一 箱	一 箱	一 箱	一 箱	一 箱	一 箱	一 箱	一 箱	一 箱	一 箱	一 箱	一 箱	員数
勅封 119・120・163ヵ	勅封 35・49・50	勅封 46	勅封 43・95・123 の一部 カ	勅封 29 ~ 31 の一部	(対応関係不明)	勅封 23	勅封 26	(高松宮本)	(高松宮本)	勅封 19・20	助封 3-4、13-5、16、17 の一部、18ヵ	勅封 15	勅封 13-3・4	勅封 12-3	勅封 9-9	勅封 4	助封 9-5~7	勅封 9-4	勅封 2	勅封 3-3	勅封 1	勅封 161	勅封 33・48	対応勅封番号
59~61雑々上~下ヵ	47~50諸寺一~四	43 釈教	5~7諸社一~三ヵ	1~3神祇一~三	(対応関係不明)	58 旧記	51官職便覧	55諸家伝	52 系図	31~32御湯殿上日記甲・乙	十七、29~30日次記十八の一部ヵ記十六宣胤卿記、27日次記十六二水記、28日次記1十六二水記、28日次記1十三康富記、26日次	24~25日次記十五	21日次記十三	20日次記十二	16日次記八平戸記	7~9日次記四	14日次記八愚昧記	15日次記八山槐記	2日次記二	3日次記三左経記	1日次記一	46御懺法講	44~45八講一:二	『禁裡御蔵書目録』『日次記以下御目録』
13雑々中、37雑々下	50~54諸寺一~五		2~5諸社一~四ヵ	1神祇			57官職便覧		1	17御湯殿記乙	次記十六、35日次記十七の一部カン1日次記三長秋記、31日次記十三康富記、34日	33日次記十五	31日次記十三薩戒記	30日次記十二	26日次記八平戸記	22日次記四	26日次記八愚昧記	26日次記八山槐記	20日次記二	21日次記三左経記	19日次記一		49 八講	『御文庫記録目録』『書籍御目録』

註

^{4『}御文庫記録目録』(Ⅱ)『書籍御目録』(Ⅲ)の箱番号は田島c論文による。Ⅲはゴチック体で表記。3『禁裡御蔵書目録』(Ⅳ)『日次記以下御目録』(Ⅴ)の箱番号は田島ac論文による。Ⅴはゴチック体で表記。2『葉室頼業日記』本文に「永昌記九冊、吉記一九、吉続記十七冊」と見える。1 一部推定を含む。

表二 勅封2-3-2御本御目録記載書目と現存史料との対照表

									1 1												枝番
20	19		18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	No.
\triangle			\	\triangle	\	\															合点
行類抄	行類抄 「別箱入了、」		西宮抄「別箱入了、」	新儀式 四、五、	三代格 五、十二、「別箱入了、」	扶桑略記 「別箱入了、」	天皇 私、日本後記抜書歟、 起武天皇 嵯峨天皇	○ 醍醐天皇御諱 1 雅久	○ 略年代記 奥欠 後小松院震筆	○ 天子御諱女院号	〇 天地人集	○ 皇年代記 後柏原院震筆	皇代記	○ 帝王御次第	〇 帝王系図	○ 本朝皇胤紹運録	○ 紹運録	○皇年代私記	○ 続神皇正統記	○ 神皇正統記	
六冊	二巻	〇東山	一巻 書陵部	二冊 △ 東山	二巻 〇 書陵部	十一冊 〇 歴博	淳和 二冊 ○ 東山	一枚 〇 東山	一巻 東山	二冊 △ 東山	一折 〇 東山	一との東山	一折 〇 東山	一との東山	一と 一書陵部	一冊 ○ 東山	一折 〇 東山	一と △ 東山	一と 東山	一冊 〇 東山	員数 対応 所蔵
	部 503-163	勅封 177-42	: 節 553 – 24	勅封 24-7	. 語 553 — 22	H - 600 - 1668	勅封 41-26	勅封 119-1-3	勅封 41 - 33	勅封 175-5-13	勅封 52-18	勅封 41-10	勅封 41-12	勅封 120-54	部 458-11	勅封 41-16	勅封 41-13	勅封 41-2	勅封 52-17	勅封 52-16	蔵 番号
10 - 追20の項参照	れる 加として記載 明治二一年東山御文庫より東京に運ば 外題後西筆 勅封 27-1-2 御新加目録(霊元筆)に新	新加目録(霊元筆)に新加として記載『江家次第』 外題後西筆「行類鈔」 勅封 27-1-2 御	加として記載 旧別置御物 勅封 27-1-2 御新加目録(霊元筆)に新	外題後西筆 - 勅封 24-1-1 入記目録に記載	目録(桜町筆)に新加として記載 現在四巻に分巻 旧別置御物 勅封24-1-2御本新加	『日本紀略』「明暦」印	「明暦」印『日本紀略』 勅封 41-1 入記目録桜町書継部分に記載	小槻雅久勘文	本か否か不明 本か否か不明 と 本か否か不明 と 本か否か不明 と 本が否か不明 と まま おまま と ままま ままま と ままままままままままままままままま	「明暦」印 一冊 残り一冊に対応する現存本は不明		外題「皇年代記」 外題「皇年代記」 後柏原筆 動封 41-1 入記目録桜町書継部分に記載 後柏原筆	勅封 41-1 入記目録桜町書継部分に記載	外題後西筆	「明曆」印 後西手沢	外題後西筆 外題後西筆 「明暦」印	包紙後西筆「皇胤紹運録」 制封 41-1 入記目録桜町書継部分に記載 「明暦」印	「皇年代私記」 「明暦」印 外題後西筆勅封 41-1 入記目録に記載 「明暦」印 外題後西筆	勅封 41 – 30 は外題霊元筆		備考

								1 2													1 1			枝番
18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	追 26	25	24	23	22	21	No.
		•		•																	\triangle			合点
						0	0	0											0	0	0	0	·	爪
正元々年十二月七日記 後小松院震筆	御即位記 寛文三年	二水記 永正十八御即位	同 永仁公衡公記、貞和松亜記、	光卿記、師兼記、 寛元経俊卿記、顕朝卿記、経	即位記 端奥欠 建久九	御即位記 建久九 三長記	御即位記 治承 吉記	山槐記 治承 御即位	御即位記 嘉承 中右記	御即位部類記 永観長和 野府記	御即位部類記 治暦四	即位灌頂当家奉授例	同関白 勅答之写	仰詞案 寛正六十廿六	後福照院関白消息 御即位神秘之事	大礼秘事 後普光院作	後小松天皇御記 御即位日神秘事	天子御諱	遷都次第	都遷次第	出雲風土記	風土記	無外題 「別箱入了、」	書目名
一枚	一巻	<u> </u>	<u> </u>	一 冊		一巻				一冊	一冊	一枚	一枚	一枚	 ¿	一巻	一冊	一冊	<u>-</u> د	<u> </u>	<u></u> ₩	一冊	一巻	員数
0	\triangle	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	\bigcirc	0	0	0	0	0	?	\circ	\bigcirc	0	0	対応
東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	書陵部	所蔵
勅封 101-1-10	勅封 142-33	勅封 141-56	勅封 141-41	勅封 141-26	勅封 141-102	勅封 142-43	勅封 141-13	勅封 141-11	勅封 141-6	勅封 141-2	勅封 141-4	勅封 66-7-5-2	勅封 66-4-12-4	勅封 66-4-5	勅封 66-5-3	勅封 142-48	勅封 67-5-10-1	勅封 120-33	勅封 41-27 乃至 勅封 41-28	勅封 52-22	勅封 52-24	勅封 52-23	553 – 23	番号
松院宸筆」 江戸写 包紙後西筆 《女車乗御勘例》 端裏「正元々年十二月七日記》後小		外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆 「明暦」印	首尾欠		外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆	行間補書 外題後西筆 「明暦」印		『即位灌頂先例奉答書』 端裏「関白」	寛正六十廿六」 『御即位日神秘御伝受御下問状写』 端裏書「仰詞案	外題・扉題後西筆	記載 - 刺封 142-2-1 御入記目録に新加として	後西筆 「明暦」印	霊元追記ヵ 『天皇御諱並女院号』 書出「天子御諱」	西筆 勅封 41-27 には「明暦」印 共に勅封 41-1 入記目録桜町書継部分に記載 外題後	『明暦』印	外題後西筆	曆」印	定 付札によれば現外題は後桜町筆(霊元筆)に「端云正殿以下ー」と見えることにより比『新任弁官抄』 旧別置御物 勅封27-1-2御新加目録	備考

						-					1													枝番
42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	No.
		•	•	•			•				•	•		•								•	•	合点
			0								0							0						点 爪
次将散状	御即位散状	御即位職掌人 貞和五	代々御即位役者部類	御即位役者事代々御即位簽帳人	即位職掌部類抄	御即位職掌類聚抄	御即位参役人重軽服例	廃務日即位例	御即位年例幷月例日例等	御即位支干幷日事	即位条々兼日、当日、	同当日 上下	即位雑例条々兼日 上下	御即位	次第	即位次第 同	即位式 寛文三 左府作進	即位次第 明曆二正廿三	御即位擬侍従定次第	大礼次第 貞和、永享、寛正、永正、	御即位儀	御即位行幸御見物部類記	御即位記 年紀不知 後花園院震筆	書目名
一枚	<u>-</u>	<u> </u>	1 ~	一 冊	一 冊	一巻	一枚	一枚	帖	一枚	1 ~	<u></u>	二	帖	一帖	<u> </u>	一巻	帖	一枚	一 册	一巻	一巻	一枚	員数
0	0	0	\circ	0	;	0	\triangle	0	0	0	0	\bigcirc	0	\triangle	\triangle	0	\circ	\triangle	0	0	0	\circ	0	対応
東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	所蔵
勅封 120-1-3	勅封 142-15	勅封 141-67	勅封 141-64	勅封 141-63	勅封 141-61 乃至 勅封 141-62	勅封 142-55	勅封 141-108	勅封 141-107	勅封 142-20-1	勅封 142-51-1	勅封 141-76・77	勅封 141-75	勅封 141-74	勅封 142-19	勅封 120-1-2	勅封 141-112	勅封 142-29	勅封 141-89	勅封 142-51-7	勅封 141-83	勅封 142-46	勅封 142-35	勅封 142-45	番号
	「明暦」印 勅封 142-2-1 御入記目録に記載	記載 「明暦」印 勅封 141-1-1 御入記目録に	記載 「明暦」印 勅封 141-1-1 御入記目録に	記新加目録に新加として記載よりなる 外題後西筆 「明暦」印 勅封 141 – 2 御入よりなる 外題後西筆 「明暦」印 勅封 141 – 2 御入「御即位役者部類」 代々御即位褰帳人と御即位役人事	加	外題後西筆 勅封 142-2-1 御入記目録に記載	加として記載(他に勅封 142-51-10 も可能性あり『中原師象勘例注進』 勅封 141-2 御入記新加目録に新	勅封 141 – 2 御入記新加目録に新加として記載	『歴代御即位御年齢並月日干支一覧』 後西筆		に新加として記載 外題後西筆 「明暦」印 - 勅封 141 – 2 御入記新加目録	外題後西筆等 勅封 141 – 1 御入記目録に記載	外題後西筆 勅封 141 – 1 御入記目録に記載	後西筆 勅封 142-2-1 御入記目録に記載『御歴代御即位月日御年齢場所一覧』 書出「御即位」	『御即位次第』 後西筆 書出「次第」	外題後西筆		外題後西筆、「明曆」印	端裏後西筆	外題後西筆 「明暦」印	勅封 142 – 2 – 1 御入記目録に記載	外題後西筆 勅封 142-2-1 御入記目録に記載	勅封 142-2-1 御入記目録に記載 後花園院宸筆也」	備考

					1 3													1 2									枝番
10 抹	9 抹	8 抹	7 抹	6 抹	5 抹	4 抹	3 抹	2 抹	1 抹	58	57	56	55	54	5	3	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	No.
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		•	•	•	•		1	•			•		•	•	•	•	•	合点
																						0	0				爪
天皇元服式 永享	天皇御元服部類記 同	主上御元服定部類 延慶	天皇御元服記 建治	御元服後宴記 建長	天皇元服式 仁治	天皇元服後宴部類記	天皇元服記 文治 玉葉記	天皇元服記 嘉応三 坊槐記	天皇元服部類記	即位指図 明暦	応安七年 宿紙横折 親長卿筆	目録案	勅答	高御座絵図 新古	伯 荷斐 对 糸木 **********************************	即即長足会兼新古	御即位内弁―― 明暦	後光明院御即位褰帳	内弁右大臣康道公--	寛永廿	後光明院御即位 寛永廿年十月廿一日	新院御即位 寛永七年九月十二日	御即位 慶長十六 仙洞御即位	即位役者 天文五	近代御即位役者部類	永徳御即位職掌人	書目名
			1 ~		一巻		一 册		一巻	一个	一枚	一枚	一包	二巻	_ 考		一閉	一枚	一枚	一枚	二枚	一枚	二枚	一枚	一巻	一巻	員数
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0		-	\triangle	0	\bigcirc	0	\circ	0	0	0	0	0	0	\bigcirc	0	\bigcirc	\bigcirc	対応
陽明	陽明	陽明	陽明	陽明	陽明	陽明		陽明	陽明			東山	東山	東山	書陵部	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	所蔵
41496	41493	41494	41491	41490	41488	41482		41486	41484			勅封 142-51-2	勅封 120-1-1	勅封 142-51-8・9	512 – 267	勅封 142-47	勅封 142-52-7	勅封 142-52-5	勅封 120-1-4	勅封 142-51-5	勅封 142-52-6	勅封 142-52-4	勅封 142-52-2・3	勅封 142-52-1	勅封 142-54	勅封 141-110	番号
「明暦」印	外題後西筆		『信輔卿記』		『天子冠儀式』 内題「御元服式」	外題後西筆 「明暦」印							『御即位条々勅問申詞』 包紙後西筆「勅答」	勅封 142-51-8 は「明暦」印	田実洋氏の御教示による 「御即位記並絵図」の内 外題後西筆 「明暦」印 石	記載 - 勃封 142-2-1 御入記目録に新加として	書出「御即位 / 内弁」	書出「後光明院御即位/褰帳」	書出「内弁右大臣康道公」	端裏「寛永廿」	書出「後光明院御即位/地下之役者」 2 紙			後西筆 端裏「即位役者 天文五」		『御即位散状』 端裏「永徳御即位職掌人」 外題後西筆	備考

													1 3										-			枝番
36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14 抹	13 抹	12 抹	11 抹	No.
							•				•					•		•				×	×	×	×	合点
0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0					爪
邦道親王丨丨	貞清親王ーー	源久良王丨丨	寛文二御元服 役者、指図、	御元服風記	親長卿筆 禅閣へ被尋条々 横折	光豊卿記	同理髪事	親王御元服加冠理髪例	親王御元服次第 寛文二	同	親王御元服仮名記 同	親王御元服次第 寛永廿	同慶長	御 元 服 次 第	御元服事 永正九一	親王御元服記 永正九守光卿記	永正九年1-1	後円融院11	御元服記 応安	親王御元服部類記	代々御元服	空頂黒幘	天皇御元服 加冠、理髪、	天子冠礼部類記惣録	主上御元服上寿作法抄	書目名
一枚	一枚	一枚	一結	二枚	二枚	一枚	一巻	一 册	帖	帖	帖	帖	帖	帖	一冊	 ¿	 ``	 ``	一巻	一冊	帖	一个	一冊	一 册		員数
0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		\circ	0			?	0	対応
東山	東山	東山			東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山		東山	東山			東山	陽明	所蔵
勅封 143-119-1	勅封 120-4-13	勅封 22-47-9			勅封 120-6-8・9	勅封 120-4-8	勅封 143-110	勅封 143-64	勅封 143-63	勅封 143-69	勅封 143-68	勅封 143-67	勅封 143-53	勅封 143-55	勅封 182-9-14	勅封 143-111	勅封 143-115	勅封 143-114		勅封 143-33	勅封 143-44			勅封 143-22	41503	番号
後西筆		後西筆					髪事」 『親王御元服羽林及弁官理髪例』 端裏「親王御元服理	外題後西筆	記載 - 勃封 143 – 1 – 4 桜町筆目録に新加として	勅封 143 – 68 と同文	外題後西筆 「明暦」印	外題後西筆 「明暦」印	外題後西筆	新加として記載 外題後西筆 「明暦」印 - 勅封 143 – 1 – 4 桜町筆目録に	『和長卿記』	外題後西筆 「明暦」印	『押小路師定親王御元服勘例』	服記録御入記目録に記載 一		外題後西筆 「明暦」印	されるものに相当するか 後西筆 勅封 143-1-4 桜町筆目録に新加として記載	かつて近衛家に伝来(宗建卿記享保一八年二月一日条)		扉題後西筆		備考

									2												-	I }			枝番
19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	追 42	追 41	追 40	追 39	38	37	No.
				•			•	•	•	•		•	•					•						•	合点
	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	,	0					0		爪
女房奉書人によりかくへき様	後陽成院御判	正親町院御判	寛永二年 御ゆとの、うへの日記	御ゆとの、うへの日記ぬきかき	る、御覚書共正親町院より後陽成院へまいらせら	後奈良院・正親町院 御記之類	同 一神々の 日 同震筆 同	無外題 一めてた事ー 正親町院震筆 半切	天正三年 正親町院震筆	後奈良院御記抜書	同震筆御記 十一月朔日	後柏原院御記	後円融院御記 永徳	元弘二年	旧院御記 通村公筆	同新写	光明院御記 康永、暦応、	後深草院御記 弘長	元服作法 端欠 古筆	穏仁親王元服	親王家称号	周賢	元服部類記 吉続記、薩戒記、	普賢院関白元服記	書目名
一枚	一包	一包	一 冊	一結	一結	一結	<u> </u>	1 ~	一冊	一 冊	一巻	三冊	一 卌	一 冊	一巻	一包	二巻	一枚	一巻	一枚	一枚	一枚	一冊	一 删	員数
	-		;	0	0	0	\triangle	\triangle	0	\triangle		0	?	0		\triangle	0	0	0	0	0	0	0	?	対応
			東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	円照寺		東山	東山	東山		東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	所蔵
			勅封 62-11-2-8-4	勅封 67-6-11	勅封 101−1−7−2~ 5	勅封 101-1-5	勅封 101-1-7-4-7	勅封 101-1-7-4-2	勅封 101-1-7-1			勅封 67-5-11-1∽ 3	勅封 67-5-9-2	勅封 141-45		勅封 67-5-8-4	勅封 115-7	勅封 130-56	勅封 163-60-7	勅封 143-119-3	勅封 120-4-15	勅封 22-44-1	勅封 143-42	勅封 163-10	番号
			霊- 元筆	包紙「御ゆとの、うへの日記ぬきかき」 一部後西筆	御覚書共」 勅封 101-1-7-4-2・7 は含まれないか 畳紙後西筆「正親町院より後陽成院へまいらせらるゝ		プ 西筆 西筆 一通 包紙後	2 『七月御めてた事の事』 一通 包紙後西筆	『会始読師講師事御抜書』			後西筆		『元弘御即位記』 後西筆 「明暦」印		外題後西筆 「明暦」印 他の冊は霊元筆等	箱書霊元筆	題後西筆 - 超後西筆 に新加と見える 外	追記	追記	追記	追記 後西筆	外題後西筆 「明暦」印	『後香園院関白元服記』の誤り?	備考

													3													枝番
26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	No.
•										•			•	•	•			•		•	•	•		•	•	合点
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	爪
第王与大臣座次 慶長年中条々 後中院自筆	親王准后之事	准后与親王座次之事	承応二年正月廿一日	貞致親王 宣下之事 文	親王宣下付行例	親王宣下散状	名字勘文	親王宣下 応永十五年三月八日	同 諱勘文之写	一億仁親王 名字折紙下書	智仁親王伝) 雅々 元服諱称号等之事) 三品位記	式部卿	親王宣下次第 慶安元七十九	同散状之写	立親王宣下次第 明曆四正廿八	当今御諱勘文幷勅答等	親王宣下風記) 御名字勘文 知一、誠一、) 政 司親王家勅別当宣旨	誠 親王 宣下 一通	方一親王 宣下 一通	知一親王 御名字折紙一枚、親王宣下一通、叙) 勝一親王 親王宣下一通、叙品一通、	書目名
一巻	一包	一冊	一枚	一包	一通	二枚	四通	一通	一枚	一枚	一枚	一包	一巻	包包	帖	一枚	帖	一包	<u>-</u>	二通	一通	۱ م	<u> </u>	<u> </u>	一包	員数
\triangle	0	0	0	;	0	;	;	0	0	\triangle	\triangle			0	\bigcirc		0	?			0	0	0		0	対応
東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山			東山	東山		東山	東山			東山	東山	東山		東山	所蔵
勅封 119-2-3	勅封 119-1-11	勅封 70-5-1	勅封 163-57-4	勅封 51-6	勅封 120-4-4	(備考参照)	勅封 22-48-1	勅封 22-47-1	勅封 163-57-5	勅封 163-57-6	勅封 163-57-3			勅封 22-47-5	勅封 22-47-6		勅封 22-47-8	勅封 143-112-2			勅封 22-48-5	勅封 22-47-4	勅封 22-47-3		勅封 22-47-2	番号
後西筆	包紙後西筆「親王准后之事」	外題後西筆 「明曆」印	『式部卿良仁親王一品宣下例書』		『外記史親王宣下付行勘例』 書出「親王宣下付行之例」	通通 22-48-2~4、勅封163-57-7あり、各一	勅封 22 - 48 - 1 は一通二紙	『沙弥義仁立親王宣下宣旨』	後西筆	『後西天皇後水尾天皇御贈答状』	『八条宮智仁親王親王宣下叙品年記』			包紙後西筆「親王宣下 / 式部卿」	外題後西筆		外題後西筆	『後西天皇御諱勘文書類』 包紙後西筆			として記載 と2-1入記目録(霊元天皇宸筆)に新加	包紙後西筆	包紙後西筆		包紙後西筆	備考

									4	1											3			枝番
19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6 抹	5	4	3	2	1	追 31	追 30	追 29	追 28	27	No.
	0						0		0				\			7					0		•	合点
舞踏作法 後陽成院宸筆	「輪王寺宮借用、」 三光院内府被書遣具房朝臣	() 維事	同 青松	○ 雑要抄	○ 愚聞抄 龍山筆 半切	○ 貫首秘抄	弁官至用集 「左府借進、」	○ 夕拝備急抄	吉口伝故実抄 「輪王寺宮借用、」	一吉口伝目録	○ 吉口伝	○ 丞相名字	類聚雑要抄	○ 名目抄之内不審 半切	○ 名目鈔	禁掖秘抄	○ 雲図抄	○ 禁秘抄	○ 昭子賀子内親王宣下宣下写	○ 継嗣令集解云々	○ 立親王次第	○ 女院外母后等御名字同訓事	○ 関白勅答 冬良公筆	爪 書目名
一枚							<u> </u>	二冊			一冊	一冊	四巻	一卷	=======================================	一 册	一巻	一冊	二包	一巻	二枚	一枚	一枚	員数
	1							<u></u>							0			?		0	<u></u>		<u></u>	対応
東山		東山		歴博	東山	東山		歴博		東山	東山	歴博		東山	東山	歴博	歴博	歴博		東山	東山	東山	歴博	所蔵
勅封 120-7-10		勅封 113-5-3-5		H - 600 - 937	勅封 120-42	勅封 52-7		H - 600 - 133		勅封 52-6	勅封 163-22	H - 600 - 777		勅封 163-60-13	勅封 67-6-17・18、 勅封 119-12	H - 600 - 839	H - 600 - 119	H - 600 - 934		勅封 74-4	勅封 120-4-2	勅封 120-3-4	H - 600 - 196 - 40	番号
後陽成筆 包紙後西筆				「明曆」印 『記録目録』419	勅封 174-2-25 禁裡御蔵書目録の雑々上に記載	外題後西筆 「明暦」印		「明曆」印 『記録目録』411		外題後西筆	外題後西筆	「明曆」印 『記録目録』417	宣胤筆であった。国会図書館本はこれとは別長筆、巻二三条西実隆筆、巻三町広光筆、巻四中御門辰筆、巻二三条西実隆筆、巻三町広光筆、巻四中御門流布本本奥書によれば、後西院所蔵本は巻一甘露寺親		119-12 には「明暦」印あり	「明暦」印	「明暦」印 『記録目録』404 東山御文庫本は二巻本	この他にも東山・歴博に『禁秘抄』あり		74-2 御不足新加目録に記載『親王御事令式等抜書』 書出「継嗣令集解云」 勅封	一通二紙		折紙 『記録目録』400-14	備考

			5													4								枝番
追 7	6	5	4	3	2	1	追 36	追 35	34	33	32 抹	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	No.
		•	•	•																				合点
									0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	爪
貞享御即位灌頂之事	十个寺等之例 一包御即位御祈 明曆	同 清書 宿紙	入目録草 白紙	同指図 寛永廿	同寛文三	礼服御覧次第 明曆	指貫切	女房名	清凉殿御厨子図	日野大納言殿 光平	車図 「別箱入了、」	装束方之事 高倉、山科、	素然文	かも社指貫之事	冬御扇 永家卿筆	萌木匂打交――	衣のゑ	わか宮御わらハしやうそくの事	女房の官のしな	衣服事	物具装束抄	当家着用装束以下事	飾抄	書目名
一結	一一枚枚	一通	二通	一个	一巻	一帖	一包	一巻	一巻	一包	三巻	一結	一通	二枚	一枚	一枚	一折	一枚	一冊	_ \	一 冊	<u>一</u> 册	一冊	員数
	\triangle			0	0	0	\triangle	0	0	0	?		0		0	\circ		0	;	0	0	\triangle	?	対応
	東山			東山	東山	東山	歴博	東山	東山	東山	東山		東山		東山	東山		東山	東山	歴博	歴博	国会	歴東博山	所蔵
	勅封 142-52-8・9			勅封 120-1-5	勅封 142-30	勅封 141-88	H - 600 - 201 - 20	勅封 120-14-5	勅封 167-25	勅封 130-90	勅封 120-25		勅封 163-60-12		勅封 120-6-12	勅封 120-6-14		勅封 157-81	勅封 67-5-16-2	H - 600 - 1494	H - 600 - 1510	わ 210.09 - 52	勅封 120-75 乃至 H-600-789	番号
霊元天皇の追記	勅封 142-52-10 の可能性もあり				勅封 142 – 1 御入記目録に新加一包とあるものに相当か	外題後西筆 「明暦」印	『大紋キレ』『記録目録』455	後西筆	[明曆] 印	勅封 130 – 5 御追加目録(桜町筆)に新加と記載『二条光平勅問申詞』 包紙「日野大納言殿へ 光平」	録の雑々上にも二巻と見える 二巻、共に外題霊元筆 勅封 174-2-25 禁裡御蔵書目			「御装束之事」「装束之事」を墨抹	『御扇覚書』 書出「冬\御檜扇」	『馬具書付』 書出「萌木匂打交」		『若宮童装束注文』	「明暦」印あり 化に勅封 67-5-16-1 にも	『三条家装束抄』 内題「衣服事」	奥書後西筆 「明暦」印 『記録目録』418	録の雑々上に記載 歴博 H - 600 - 103 は外題『桃花蘂葉 附胡曹抄』(後	共に「明暦」印	備考

															-						
										6	;										枝番
21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	No.
•	•	•	•	•	•	•		•	•	•			•		•		•	•	٠	•	合点
												0									爪
御幸始布衣始等部類記	布衣始部類記	御幸始部類記院中事抄出記	院中記	御譲位 内弁	践祚御即位等奉行人部類	受禅践祚年之例	践祚部類抄	践祚部類記 明応、大永、	践祚同日御元服部類記	譲位即位記 永徳	同貞和四	同正安	同 永仁六	同正元	同承元	脱屣部類記 永万	同 長和、治承、文保、貞和、	御譲位部類記	御譲位部類記	御伝国部類記	書目名
<u> </u>			<u></u>	一帖		<u>一</u> 册	一巻			一冊	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	一巻			一冊	<u>一</u>	員数
0	0	0	\triangle	0	0	;	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	\triangle	\triangle	0	対応
東山	歴博	東山	東山	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	所蔵
勅封 52-3	H - 600 - 168	勅封 52-4	勅封 157-3	H - 600 - 993	H - 600 - 165	H - 600 - 1565	H - 600 - 147	H - 600 - 166	H - 600 - 164	H - 600 - 156	H-600-143-6	H - 600 - 143 - 5	H-600-143-4	H - 600 - 143 - 3	H-600-143-2	H-600-143-1	H - 600 - 157	H-600-159	H - 600 - 158	H-600-162	番号
に「此分後西院御時分ヨリ有之由」と記載 外題後西筆 勅封 120 – 13 – 4 御記類目録(中御門筆)	外題・奥書後西筆	120 – 13 – 4 御記類目録(中御門筆)に記載 印 H – 600 – 245 – 3 部類記等記録目録に記載 勅封 外題後西筆「院中事抄出記 / 御幸始部類記」「明暦」	記」 H-600-245-3 部類記等記録目録に記載か外題後西筆 外題「延久四年十二月 脱屣/同五年正月院中	後西筆 外題「御譲位 内弁」	記録目録に記載 H-600-245-3部類記等	霊元筆 内題「受禅践祚年之例」	H-600-245-3 部類記等記録目録に記載	外題後西筆ヵ	外題後西筆ヵ	「明暦」印 H-600-245-3部類記等記録目録に記載	戦 戦 戦 戦 戦 戦 戦 戦 戦 戦 ٹ ٹ						外題後西筆ヵ	西院御時分ヨリ有之由」と記載 対120-13-4 御記類目録(中御門筆)に「此分後 対題後西筆 H‐600-245-3 部類記等記録目録に記載	外題後西筆ヵ	245-3 部類記等記録目録に記載 H-600-外題後西筆ヵ「御伝国部類記」「明暦」印 H-600-	備考

												6													枝番
4.0	45	4.4	40	40	41	40	200	20	27	200	25		00	20	0.1	20	00	00	07	00	05	0.4	00	00	
46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	No.
				-		-				-	-		-	,		-		-				-			合点
御	同	御	翩	後	後	八段	同	掛	同	酋	御	動	同	御	古	陪	同	践	御	受	御	建	譲	御	爪
御譲位 後陽成院	同指図 寛永廿	御譲位散状之写 寛永廿	剣璽渡御散状之写 寛永廿	後陽成院 慶長十六年三月ー	後陽成院 三月1	践祚散状 白紙	同参陣	散状寛文三	宣命 寛文	尊号宣下次第	御譲位次第 寛文三 剣璽渡御之儀	勅符官符之写 同	ng 寛文三	御譲位次第 寛文 警固々関之儀	吉書御覧次第 同	陪膳次第 同	承応三	践祚仮名次第 明応九	御譲位	受禅践祚	御幸始行列 寛文三	建久院司事	譲位以後被補院司事	御幸始布衣始記 文永十一	書目名
一枚	二枚	_	別	一閉	一枚	一枚	二枚	二枚	一枚	一巻	一折	包枚			<u>-</u> د			一折	<u> </u>	一折	二巻	一枚	一 枚	一巻	員数
0	0	0	0	0	0	\triangle	\triangle	;	\triangle	0	0	0	\bigcirc	\circ	0	0	0	0	\bigcirc	0	;	?	0	0	対応
歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	所蔵
H - 600 - 203 - 6	H - 600 - 203 - 8	H-600-203-7 の内	H-600-203-7 の内	H - 600 - 203 - 4	H - 600 - 203 - 5	H - 600 - 203 - 14	H - 600 - 203 - 9	H-600-199-8-16·	H - 600 - 245 - 6	H - 600 - 82 - 15	H-600-203-16-2	H - 600 - 204 - 2	H-600-203-16-3	H-600-203-16-1	H-600-1513	H - 600 - 1586	H-600-1587	H - 600 - 1512	H - 600 - 203 - 15	H - 600 - 992	H-600-82-10~11	H - 600 - 203 - 13	H - 600 - 203 - 12	H - 600 - 146	番号
後西筆 端裏「御譲位 後陽成院」	H-600-245-3 部類記等記録目録に記載	目録に記載 一紙 書出「御譲位」 H-600-245-3 部類記等記録	等記録目録に記載 二紙一綴 書出「剣璽渡御」 H-600-245-3 部類記	後西筆 書出「後陽成院/慶長十六年」	後西筆 書出「後陽成院〈三月廿五日〉」		後西筆 書出「警固々関参陣」「御譲位参陣」	(であれば『記録目録』527-1·2) 『記録目録』436ヵ H-600-201-15の可能性もあり				現状六通 包紙「勅符官符之写 七枚」			録に記載 田 - 600 - 245 - 3 部類記等記録目後西筆 「明暦」印 H - 600 - 245 - 3 部類記等記録目	「明暦」印 H-600-245-3 部類記等記録目録に記載	「明暦」印 H-600-245-3 部類記等記録目録に記載	「明暦」印 H-600-245-3 部類記等記録目録に記載	後西筆 内題「御譲位」	後西筆 内題「受禅践祚」		『院司交名写』 霊元筆 書出「建久院司事」	- 600 - 245 - 3 部類記等記録目録に記載 - 600 - 245 - 3 部類記等記録目録に記載 - 600 - 245 - 3 部類記等記録目録に記載	載 H-600-245-3部類記等記録目録に記	備考

									7													6			枝番
19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	追 52	追 51	追 50	49	48	47	No.
\	`	·	\	`\	•		./	`\		./	Ċ		0	0	. /			. /				•	•	•	合点爪
天正十八年1	二条大閤状 大殿祭事	行列 一巻不足	散状 白紙二、宿紙二時房公筆、	行幸出御儀	遷幸次第 明曆元	同 慶安四二廿五	行幸次第 寛永元三廿五	羽林要抄 雨皮事	同無表紙	還幸 伝奏事 文明十一親長	聚楽行幸仮名記	御方違行幸記 永享十一 建聖院内府記	行幸記 永享九十廿一花御所	北山殿行幸記 応永十五 仮名	雅氏朝臣記 永徳元 行幸	遷幸部類記	行幸部類記 年紀不同	行幸部類記 大記、永昌記、	拝御部類記目六	布衣始之例	寛文三年正月廿七日布衣始	内侍所渡御行列 明曆二卷、万治、	剣璽渡御行列 寛文、承応、	御譲位前日11	書目名
一通	一枚	八巻	四枚	一折	一折	一巻	一折		<u> </u>	二世	一巻	一巻			1 ~			一 冊	一巻	一枚	一枚	三巻	二巻	二枚	員数
0	0	?	0	0	0	0	\circ	0	0	0		0	\triangle	\triangle	0	0	0	0	\circ	0	0	?	0	0	対応
歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博		歴博	東山	国会	歴博	歴博	歴博	歴博	東山	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	所蔵
H - 600 - 203 - 3	H - 600 - 201 - 9	H-600-82-1 \(\times 4 \) 7 \cdot 14 \(\text{H} -600 - 202 \) -11	H-600-2-5-2-1 -4	H - 600 - 1511	H - 600 - 203 - 18	H - 600 - 81	H - 600 - 1508	H - 600 - 139	H - 600 - 97	H - 600 - 154		H - 600 - 145	勅封 120-17	わ 210.4-54	H - 600 - 112	H - 600 - 181	H - 600 - 174	H - 600 - 173	勅封 66-4-6-1	H - 600 - 203 - 11	H - 600 - 203 - 17	$H - 600 - 82 - 6 \cdot 8 \cdot 13$	$H - 600 - 82 - 5 \cdot 9$	H - 600 - 203 - 10	番号
『晴豊卿記光豊卿記抜書』		寛永七年一二月一〇日 巻紙 『記録目録』439·527-		外題「行幸出御儀」			外題後西筆	[明曆] 印	『親長卿記』 共紙表紙、外題無し			外題後西筆ヵ	外題後西筆	庫本勅封 130-42 あるも外題「北山行幸記 仮名」外題後西筆「北山殿行幸記 応永十五年/仮名」 東山御文	外題後西筆ヵ	外題後西筆	外題・奥書後西筆 「明暦」印	外題‧奥書後西筆 「明暦」印	後西筆 「明暦」印	霊元筆 書出「布衣初之例」	後西筆 書出「寛文三年正月廿七日布衣始」	御本御目録の記載、明暦二巻万治一巻計三巻の意か	H - 600 - 245 - 3 部類記等記録目録に記載	後西筆 書出「一御譲位前日」	備考

						8												7							枝番
13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	No.
•			0	0			0	`\	0	./				./	•	./		/		/ ·		/ .	• \	0	合点 爪
節会勘例 宣胤卿筆	愚昧記 節会部類	節会部類記 端欠 白馬、踏歌、	小朝拝之事 後陽成院震筆	同下行之事	四方拝諸役	御ゆとの、うへの日記抜書 四方拝の事	同御剣将	四方拝者不可為神事 - 覚恵筆	笏紙之写 四方拝次第	御笏紙 四方拝次第 内一枚進之、	四方拝呪 正親町院震筆	四方拝次第 後柏原院震筆	「本院御所 寛文二、」 御移徙御幸行列 不被用之、	無外題端云日次事	御幸記 建保六 賴資記	所々御幸部類記 継塵	諸院御幸部類記 山槐	神社御幸部類記	同 継塵記	神社御幸部類記 中右記	八幡御幸記	八幡御幸御記 水早宸記	寛永行幸記 二条亭	日時勘文之写	書目名
	一冊	一 冊	一枚	一巻	一 冊	一 冊	一巻	一枚	一枚	二枚	一枚	一巻] ~	一巻	一 冊	一巻	\ \		一 冊	一巻	一巻	二 冊	四枚	員数
0	0	0			?	0	;	0		0	\triangle			0	?	0	0	0	0	0	0	0	\triangle		対応
歴博	歴博	歴博			歴博	東山	歴博	歴博		歴博	東山			歴博	東山	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	東山	東山	歴博		所蔵
H - 600 - 58	H - 600 - 170	H - 600 - 169			H - 600 - 1594	勅封 118-2-12	H-600-205-2-9	H-600-201-10		H - 600 - 199 - 1	勅封 66-8-42-1			H-600-245-1	勅封 130-55	H - 600 - 176	H - 600 - 144	H - 600 - 178	H - 600 - 179 - 2	H - 600 - 179 - 1	勅封 67-6-4	勅封 67-6-3	H - 600 - 177 H - 600 - 805 - 7		番号
415 年 1月暦 1日 外題後西筆 『記録目録』	「明暦」印 外題後西筆ヵ 『記録目録』414	外題後西筆ヵ 『記録目録』 422			『四方拝之例』 後西筆 『記録目録』431-2		『四方拝散状』 書出「四方拝/御剣」	『記録目録』461 本文書出「四方拝者不可為神事候」		『記録目録』410				『大臣大饗次第注文』	面御文庫宸翰古筆並和漢書籍総目録』788ヵ)御書類目録』に「御幸記 建保六/頼資卿記」一軸見える(『西都幸部類記』 書出「権中納言頼資」 他に『有栖川宮	外題後西筆ヵ		外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆			備考

													8													枝番
39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	No.
				`.	`				\		\				\											合点
坊家奏 明曆、万治、	坊家奏 古丰	白馬奏 明曆、万治、	白馬奏 古キ	節会散状 明曆、万治、	同	同散状之写 諸役等 一冊不足	同 後光明院御代 半切	節会散状之写	踏歌節会 親長卿筆 横折	下名	長寛二年正月 宣胤卿筆	文和五年正月大 親長卿筆	舞妓事 宗賢朝臣勘例 後花園院震筆	指図 西礼	登子利之譜 持通公筆	節会御膳次第	節会御膳次第 職事要 兼秀公筆	同	踏歌節会次第 政家公筆	白馬節会次第 端欠 親長卿筆	元日節会略次第 親長卿筆	元日節会次第	元日節会次第	三節会略次第 直房朝臣筆	玉葉抄 節会勘例	爪書目名
一土 包	二通	一生包	四通	一世包	二包	四冊	一冊	一冊	一枚	一通	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一折	一巻	一折	一折	<u> </u>	一巻	一冊	一折	<u> </u>	<u>_</u> د	員数
1				\triangle			0	0	0		0							;			0	\triangle	\triangle	\triangle	0	対応
				歴博			歴博	歴博	歴博		歴博							歴博			歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	所蔵
				H-600-199-8-1 - 15			H - 600 - 1604	H - 600 - 994	H - 600 - 199 - 2		H-600-199-4							H-600-40 乃至 H-600-44			H-600-78	H - 600 - 1536	H - 600 - 46	H - 600 - 38	H - 600 - 72	番号
				H-600-189-8-1~15は一五通で二通不足 『記録			外題「後光明院御代/節会散状写」『記録目録』432	後西筆 『記録目録』412	甘露寺親長筆 『記録目録』446		『中納言節会外弁勤仕例』 中御門宣胤筆 『記録目録』							H-600-44は外題後西筆、「官庫」「明暦」印 (『記録目録』 441)、			438-2 外題後西筆ヵ 『記録目録』	「明暦」印 『記録目録』 429	「明暦」「官庫」印 外題後西筆ヵ	「明暦」印 『記録目録』 425	「明暦」印	備考

						9												6	8						枝番
13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	追 51	追 50	追 49	追 48	追 47	追 46	追 45	追 44	43	42	41	40	No.
\	\	\	\		\	\		\	\		\	\													合点
除目諸給秘抄	県召除目次第 二条大閤	叙位略次第 仮名	除目奏聞幷撰定次第	臨時叙位略次第 経元卿筆	叙位入眼奉行略次第 元長卿筆	春除目初竟夜参事 文明七	右少弁時範記 寬治八除目	叙位次第 一条禅閣次第	叙位記 延徳四年禅光院相国記	後陽成院御記 慶長六叙位	県召除目次第 愚作	三槐抄	改元散状之写	改元日例	改元月日例	元年辛丑	改元仗儀	元秘別録	元秘抄	節会諸役人	文共横折	同写 慶安三	朔旦冬至加表 天文五	せちゑもしくさり	斯書目名
一冊 ○ 歴博 H-600-76	一帖 ○ 歴博 H-600-45	一帖 ? 歴博 H-600-43 乃至 東山 勅封 44-48	一帖 〇 歴博 H-600-205-10		一 ○ 歴博 H-600-79	一巻 ○ 歴博 H-600-80	一	一 と ○ 歴博 H-600-70	一冊 ○ 歴博 H-600-71	一冊 ○ 歴博 H-600-52	三冊 〇 歴博 H-600-49	三巻 ? 歴博 H-600-77 乃至 東山 勘對 153-58	八枚 〇 歴博 H-600-201-11	一折 ○ 歴博 H-600-151-1	一折 ○ 歴博 H-600-151-2	一巻 ○ 歴博 H-600-149	一巻 ○ 歴博 H-600-150	一冊 ○ 歴博 H-600-1012	五冊 〇 歴博 H-600-781	一冊 ○ 歴博 H-600-55	四 ツ		一巻	二枚	員数 対応 所蔵 番号
外題後西筆ヵ	外題後西筆ヵ 『記録目録』430	題後西筆、「明暦」印歴博本は後西筆(『記録目録』428)、東山御文庫本は外	『記録目録』427		外題後西筆ヵ 『記録目録』 438-1	外題後西筆ヵ 『記録目録』 408	外題後西筆 『記録目録』413	外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆ヵ 「明暦」印 『記録目録』416	『記録目録』434	録目録』405) 歴博本は後西天皇奥書、「明暦」あり、外題後西筆ヵ(『記	霊元筆 『記録目録』 456	外題「改元日例」「明暦」印 『記録目録』426ヵ	書出「改元月日例」「明曆」印 『記録目録』426ヵ	書出「文武 元年辛丑」『記録目録』406	『記録目録』407	外題後西筆 『記録目録』423	外題霊元筆 『記録目録』420	後西筆 『記録目録』431の内					備考

			10											9									枝番
6	5	4	3	2	1	追 30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	No.
\	\					\		\		\	\	\	\	\	\	\		\	\		\	\	合点
0	0	0	0			150	77.	77.	1.7	∴₩	ΔH		وغلار	+	-}-	Lo	1	77		Λπ.	-bal	Λπ	爪
同 雅章卿筆	日中行事 仮名 通村公筆	日 半切	令書 聞書	年中行事 後醍醐院	年中行事	後柏原院宸翰	魚魯 キレく	無魯愚抄第二 端欠 奥少々有、正平奥書有、	好仁親王申文之写 寛永五除目	諸国主典已上補任帳	叙位々記 宿紙	女叙位散状	掌侍加級例 横折	申文 札有	兼国例	加階叙位例	十年労	除目聞書	女叙位聞書	叙位聞書	刻限昼御座ー着御次第	叙位除目執筆抄	書目名
	一冊		<u>-</u> د		<u>一</u> 册	三枚	一包	一包	一枚		一巻	一枚	一 枚	一 ^五 結	11 ~	<u>-</u>	<u>-</u>	三巻	三巻	八巻	一 枚	一 冊	員数
\triangle	0	;	?	0	?		0	0		\circ	0	0	0	0	0	0		0	0		0	0	対応
歴博	歴博	東歴山博		歴博	歴博		歴博	歴博		歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博		歴博	歴博		歴博	歴博	所蔵
H-600-954	H - 600 - 877	H-600-1564 乃至 勅封 119-5		H-600-838	H-600-771 乃至 H-600-776		H - 600 - 194 - 12	H - 600 - 194 - 11		H - 600 - 200 - 17	H-600-201-15	H-600-201-3	H-600-201-2	$H - 600 - 200 - 4 \cdot 5 \cdot 8 \cdot 12 \cdot 13$	$H-600-200-6\cdot 10$	$H-600-200-7\cdot 14$		$H - 600 - 200 - 1 \cdot 9 \cdot 11$	H - 600 - 200 - 3		H - 600 - 201 - 12	H - 600 - 57	番号
H-600-786等あり には東山御文庫本(勅封 144-16 外題後西筆)、歴博『記録目録』328 他に「日中行事」の外題を持つ写本	「明曆」印 『記録目録』290	は後西筆、「明暦」印(『記録目録』327) 東山御文庫本	切」本でないと考えるべきか10-4に「半切」とあることからすれば、10-3は「半10-4に記した内の一冊に該当する可能性あり 但し	263	『記録目録』264		『記録目録』344	『記録目録』437		『記録目録』466	『持明院基連位記』『記録目録』475	『記録目録』458	録』457	『記録目録』467-1~5	『記録目録』468・469	『記録目録』470・471	東山御文庫勅封 44 – 22 は扉題後西筆だが冊子本	『記録目録』472~474	『記録目録』464		『叙位略次第』 書出「刻限昼御座に着御」『記録目録』463	「明暦」印 外題後西筆ヵ 『記録目録』421	備考

					11												10								枝番
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	追 21	追 20	追 19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	No.
				0		((\	(\						(/ (合点爪
○無外題 半切	○当家加級雑例	○ 六条家 当家略勘例	○ 台伝 私	廷尉佐補任	歴名土代	○職事補任	同寛文二年	○ 公卿補任 正保元三三四	○ 摂関補任次第	半切 略頌	行類抄	○ 新儀式	世諺問答	○ 男女官秘抄	○百寮訓要抄	同	○官職秘抄	○ 官位職 抄物	○職原抄両冊全	同	同	○ 職原抄 注	○ 大化抄	──大槐抄	
							横折	三四																	書目名
	 č	<u> </u>		<u>-</u>	<u>-</u>	111 ~	二枚	_ ~	一 册	一冊	六冊	11~						<u> </u>						_ ~	員数
0	0	0	0	0	\triangle	0	0	0	0		?			0	0			0				0	0	\triangle	対応
歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博	歴博		東歴山博			歴博	歴博			歴博				歴博	歴博	歴博	所蔵
H - 600 - 194 - 7	H - 600 - 127	H - 600 - 1010	H - 600 - 134	H - 600 - 135	H - 600 - 745	$H - 600 - 798 \cdot 893$	H - 600 - 194 - 4	H - 600 - 86	H - 600 - 141		H-600-191 乃至 H-600-193 乃至 勅封 147-34			H - 600 - 782	H - 600 - 926			H-600-775				H - 600 - 1008	H - 600 - 783	H-600-836	番号
行間補書 『六条家加級例』『記録目録』332	行間補書 『記録目録』 293	『記録目録』291	外題後西筆ヵ 「明暦」印 『記録目録』277	外題後西筆 「明暦」印 『記録目録』261・262	筆)の可能性もあり『記録目録』260 東山御文庫本勅封 129-9(外題霊元	『記録目録』269・270・302	行間補書 後西筆 『記録目録』336	『記録目録』286	「明曆」印 『記錄目録』274		H - 600 - 191 は外題霊元筆 後西筆、外題霊元筆、「明暦」印(『記録目録』 297 ~ (1) 191 は外題霊元筆、H - 600 - 193 は原表紙	『記録目録』283・284 に相当か		「明暦」印 『記録目録』273	[明暦] 印		『記録目録』275に相当か	録』268		『記録目録』267に相当か	『記録目録』266の一冊に相当か	「明暦」印 『記録目録』266の内	「明暦」印 『記録目録』288	『記録目録』330 他に東山御文庫本(勅封 113-5-6	備考

	本表は夢對 120 - 13 -	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	11 21	20	19	18	17	16	15 抹 ×	14 抹 \×	13 抹 \×	12	11	枝番 No. 合点	
; – 2 – 1 〜 11 の目録に記載される書目と東山御文庫		□ 敷政門院々号御時条々	○ 越出家父其子昇進例	○ 五位蔵人初拝五代之記	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	○ 参議初拝記	() 准后宣下関白宣下	関白宣下次第	○ 摂政宣下記	○ 列考次第	〇 中山内府記 長寬二年	○ 贈官位宣下記	○ 大臣大饗記 仁安三		女院号 - 大圏	東洞院殿 和長卿筆	`○ 院号定部類記	年号 改元月日	元秘別録	元秘抄	○ 元長卿記 永正四 資直仙籍事	○大館家伝	爪書目名	
		一枚	一枚	<u></u> →	<u></u> →	<u>一</u>	<u>一</u>	一折	一枚	一巻	一巻		<u> </u>	一折	一枚	一枚	<u></u> →	一折	<u> </u>	五、と	<u> </u>	<u> </u>	員数	
	国立歴史民俗博物館	歴	○ 歴	○ 歴	○ 歴	○ 歴	○ 歴	○ 歴	○ 歴	○ 歴	○ 歴	○ 歴:	○ 歴:	歴:	歴博	歴	○ 歴				歴 歴	歴博	対応	
	俗博物	博 	博	博	博	博	博	博	博	博	博	博	博	博		博	博				博		所蔵	
・宮内庁書隊部・	行了二 新夏马	H - 600 - 194 - 1	H - 600 - 194 - 2	H - 600 - 137	H - 600 - 172	H - 600 - 138	H - 600 - 784	H - 600 - 1514	H - 600 - 247	H - 600 - 29 - 1	H - 600 - 245 - 2	H - 600 - 1509	H - 600 - 105	H - 600 - 194 - 3	H - 600 - 194 - 9	H - 600 - 194 - 8	H - 600 - 171				H - 600 - 98	H - 600 - 801	番号	
	国会図書館等に箴される現存史料との材照表である。	録目録』341	『記録目録』343	外題後西筆 「明暦」印 『記録目録』279	外題後西筆 「明暦」印 『記録目録』172	「明暦」印 『記録目録』280	『記録目録』324	外題後西筆 『記録目録』316	後西筆	「明暦」印 『記録目録』 338	『記録目録』339	外題後西筆 『記録目録』315	外題霊元筆 『記録目録』281	「明曆」印 『記錄目錄』 334	書出「一女院号可奉称」『記録目録』335	書出「一東洞院殿」 端裏甘露寺親長筆 『記録目録』	外題後西筆 「明暦」印 『記録目録』282				『記録目録』296	『記録目録』292	備考	

表三 勅封3-1~6御入記目録記載書目と現存史料との対照表

																														1	
30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		
[] (抹消)	来七日為御方違丨	行幸行列	行幸留守弁帯事	臨幸私記 夢窓 (抹消)	御移徙行幸儀	行幸日御進退事	無外題 遷幸次第	行幸 永享九	行幸日内竪列所事 康道公筆写	行幸次第 寛永元三廿五、関白作進	行幸次第	行幸次第	朝覲行幸記 宇治左府	関白経嗣公記 行幸記	御方違行幸供奉雑事 延慶二十二廿七	遷幸部類記 江記承保二、春記永承六、野記寬治七、	朝覲行幸供奉人交名 正応二	行幸次第幷記	行幸記 端云行幸年之例、	行幸記 仮名年紀未詳、端図欠、後深草院院御代歟、	行幸記 康永三園太曆、貞和四通冬卿記、	行幸部類記 承安五朝覲、建久元朝覲、安貞二朝覲第二度、	行幸部類記 端欠	行幸部類記 玉海	乾元二、延慶三、康永三、貞和四、一行幸部類記 長治二、長承四、寿永二、文永四、永仁六、	行幸部類記 三中記	行幸記 常盤井殿、石清水社、	行幸記 永享九十月廿一 花御所	故実抄第三、院司公卿作法、正和三後光明照院記、行幸部類記 嘉承二師時卿記、康治三、安貞三灌記、達幸	行幸(霊元筆)	書目
								半	半																						
<u> </u>	一枚	 ¿	一巻		一巻	<u> </u>	一折	一 冊	<u>一</u>	<u> </u>	_ ~	一折		<u> </u>	<u> </u>	1 ~	1 ~) ~		_ ~	_ ~	<u> </u>	1 ~	_{\(\begin{array}{c} \cdot \\ \cdot \\ \end{array}}		<u>-</u>	1 ~		<u>一</u>		
1	勅封 139-78	勅封 139-71ヵ	勅封 139-69	1	勅封 139-63	勅封 139-48 カ	勅封 139-47	勅封 139-41	勅封 139-49	勅封 139-45	勅封 139-44ヵ	勅封 139-43カ	勅封 139-19	勅封 139-16	勅封 139-25	勅封 139-29	勅封 139-14	勅封 139-22	勅封 139-11	勅封 139-13	勅封 139-15	勅封 139-12	勅封 139-9	勅封 139-18	勅封 139-7	勅封 139-29	勅封 139-24	勅封 139-17	勅封 139-8		現存本との対応
			外題後西筆	→ 2 御幸記 40	奥書後西筆 (明暦元年)	もしくは勅封 130-83-3		外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆		外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆		 	外題後西筆		外題後西筆	 		備考

																														1	
61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	
朝覲行幸次第	御方違行幸事	別てん御とも1	雨儀行幸御輿雨皮事	石清水行幸次第	行幸記 (抹消)	北山行幸記 仮名	庭槐記	朝覲行幸部類記	遷幸行類抄	[] (抹消)	官司行幸散状	回	還幸散状	自今日行幸仙洞丨	西礼御所中門下御丨	朝覲行幸記	行幸 北山抄	行幸記 慶安四年十一月廿二日 大外記宗季記	行幸部類記	行幸記 延慶二年十二月、同三年八月、	聚楽行幸記	石清水行幸供奉人事	慶長十八年1	寛永十二九廿一	行幸仙洞下御南階例事	行幸行列事	正嘉三年三月1	行幸儀	遷幸幷内侍所渡御日時定次第同日事	図	書目
切新	新加	新	新加	古 新加		半切 新	新加	新加	新加		古新加	古 新加	古新加	古 新加	古 新加	古 新加	古 新加	古 新加	古 新加	古 新加	新加										
加	加	新加	加	加		加	加	加	加		続	加	続	加	加	加	加	加	加	加	加										
二枚一包		一枚	一冊	一包		<u>-</u>			一 冊	_ ~	11~		11~	<u> </u>	一枚	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	一巻	一冊	一巻	<u> </u>) ~	_ ~			<u> </u>		一枚	
勅封 139-83-4	勅封 139-83-2	勅封 139-77	勅封 139-23	勅封 139-54	ı	勅封 139-42	勅封 139-19	勅封 139-27	勅封 139-28	I	勅封 139-89-1	勅封 139-89-2カ	勅封 139-89-3カ	勅封 139-75-4	勅封 139-76	勅封 139-58	勅封 139-51	勅封 139-62	勅封 139-53	勅封 139-59	勅封 139-39	勅封 139-61	勅封 139-81	勅封 139-87 の内	勅封 139-87 の内	勅封 139-87の内	勅封 139-87の内	勅封 139-83-1	勅封 139-87の内	勅封 139-199 カ	現存本との対応
			外題霊元筆			外題後西筆	外題霊元筆	外題霊元筆	外題霊元筆					室町写	鎌倉末写	外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆	扉題後西筆							後西筆 「明暦」			
																鎌倉写	鎌倉写	室町写	鎌倉写	室町写								暦』印			備
																															考

					0										0		0	0	0	0	0	0	0	0				2		1	
28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		63	62	
院中執事以下事 端云 [] 新加 古	実躬卿記 新加 古	御幸始時両惣官参勤例 新加 古	御幸始部類記 資経卿記 新加 古	院御幸次第 新加 古	御幸始次第 新加 古	八幡御幸次第 応永廿九 新加 古	御幸次第 貞和五年端欠 新加	端云中右記云長承四年1	端云中右記云天永二年1	端云権中納言賴資ー	端云右大臣宗忠記云ー	八幡御幸次第(抹消)	御幸始次第	春日御幸次第	御幸記 八幡御幸記、水旱震記、弘長三、文永六、同、水旱震記、文永十一御幸始記、	無外題 日次事	御幸始次第 端云御幸次第、元弘四正廿九	同 端云八幡御幸次第、	御幸部類記 資経卿記、実宣卿記、通雅公記歟、	八幡御幸御記弘長三、文永六、水旱震記		神社御幸記 保延 中右記	神社御幸記 自応長元至元応三 継塵記	宇治御幸記 宝治二通雅公記	御幸部類記 自延慶四至元応三 継塵記	御幸次第 元弘四応永廿九	御幸始次第	御幸記(霊元筆)	行幸記 端云十七日丁卯 端欠	行幸記 永享九年	書目
					一巻	一巻	一折		1 ~	1 ~	<u> </u>	一巻	一折	1 ~) v												一冊		一巻		
勅封 139-57カ	勅封 139-75-1	勅封139-75-3	勅封 139-66 カ	勅封 139-69	(不明)	勅封139-68	勅封 139-46	勅封 139-52	勅封 139-73ヵ	勅封 139-55	勅封139-64	ı	勅封 139-49ヵ	勅封 139-59	H - 699 - 779	勅封 139-21	H - 699 - 778	H - 699 - 175	(不明)	H - 699 - 93	H - 699 - 149	H - 699 - 69	H - 699 - 124	H - 699 - 196	勅封 139-31	勅封 139-32	勅封 139-33		(不明)	勅封 139-26	現存本との対応
室町写	室町末写	室町写	外題後西筆 鎌倉写	外題後西筆 室町写 「明暦」印	『記録目録』504 ヵ	外題後西筆 室町写	外題霊元筆		包紙霊元筆				外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆ヵ 『記録目録』 487		外題後西筆ヵ 『記録目録』481	行間補書 外題霊元筆ヵ 『記録目録』489の内	『記録目録』 489 の一冊ヵ	外題後西筆 『記録目録』486	『記録目録』488	外題後西筆ヵ 『記録目録』479	外題後西筆ヵ 『記録目録』483	外題後西筆ヵ 『記録目録』480	外題後西筆	外題後西筆 「明暦」印	外題後西筆			外題霊元筆	備考

							5							4	\bigcirc									0				2	
5	4		3		2	1			5	4	3	2	1		42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	
日野大納言光平トアル一封	寛永記 甲乙/康道記	右新加	御幸	右新加	行幸	石清水行幸次第	行幸(桜町筆)	右之五冊享保六年六月八日此記之一合入、元自旧院参御本之中	御幸記 八幡	御幸記鴨	御幸記 賀茂	御幸記 弘安、正応、康永、	頼親卿記 賀茂御幸	御幸(中御門筆)	御幸始部類記	石清水御幸同社御幸八幡御幸	臨幸私記 夢想写 貞和二年	新院御幸幷法皇行列 寛文三二	新院御幸于禁闕行列 寛文三二六	親王渡御行列 寬文三	新院御所御移徙新殿御幸行列	慶安四年良仁親王行啓次第	仙洞禁中御幸始 慶安四	行幸記幷御幸	熊野御幸記	殿上人一端云賀已在輿後、	端云御随身左将曹丨	御幸御教書 端云来廿八日一、	書目
								之中也、							新加	新加	新加	新加	新加	新加	新加	新加	新加	新加	新加	新加加	新加	新加古	
	二巻		一結五		一結	一包			<u> </u>	<u>-</u>			一冊		<u></u> ₩	一冊	一巻	_ ~	<u>-</u>	_ ~		一折	一巻	一冊	一巻	一枚	一枚	_ ~	
勅封 139-99	勅封 157-59ヵ		動封 139-84~86、93 等 カ		勅封 139-72ヵ	勅封 139-82ヵ			勅封 139-38	勅封 139-36	勅封 139-35	勅封 139-37	勅封 139-39		H - 699 - 789	勅封 139-34ヵ	勅封 139-67	勅封 139-94	勅封 139-95	勅封 139-92	勅封 139-96	勅封 139-91	勅封 139-79	(不明)	勅封 139-65	勅封 139-75-2	勅封 139-79	勅封 139-75-5	現存本との対応
			93						外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆	外題後西筆		外題霊元筆ヵ 『記録目録』490	外題霊元筆	外題後西筆					霊元筆ヵ	外題霊元筆	録目録』482) 録目録』482)	外題霊元筆	室町写	室町写	室町写	備考

(注) 2御入記目録の内、3不足目録に掲載される史料については○を付した。

					6	5	
	4	3	2	1			
右一括新加、	後深草院御記 弘長元年十二月	東宮行啓始行列 宝永五年二月廿四日	東宮内裏渡御行啓行列 貞享四年正月十八年	東宮行啓始行列 天和三年二月十六日	御幸 一合(桜町筆)	右新加、	書目
	一巻	半 恒 敷封139-97-3	半 回 敷封139-97-2	半 1 車 勅封 139-97-1			現存本との対応
	外題後西筆						備考

A Study on the Constructing Process of the *Takamatsu-no-miya* Library Collection OGURA Shigeji

This paper clarifies the process by which the compilations of Emperor Gosai, who copied various good manuscripts and compiled old manuscripts in early modern times, were passed on to Emperor Reigen, Emperor Nakamikado and Imperial Prince Arisugawa-no-miya Yorihito. Upon receiving the order from Cloistered Emperor Gomizunoo in 1666, the Retired Emperor Gosai presented 70 boxes of various newly manuscripts to Emperor Reigen, not including old manuscripts or literatures, which were left to Retired Emperor Gosai. The Library Collection of Retired Emperor Gosai, which also included these manuscripts, was confiscated by Emperor Reigen after the death of Retired Emperor Gosai in 1685, and Emperor Reigen further rearranged the manuscripts before incorporating them into his own library. Moreover, parts of the Library Collection of Retired Emperor Gosai were given to people such as Imperial Prince Yukihito and Konoe Motohiro. As for the reason why Emperor Gosai produced copies of Imperial Palace books, up until now it had been thought that copies were made as a precaution in case of fire at the Imperial Palace. Now, however, we understand that Emperor Gosai made these copies to increase his own personal library for preservation even after his abdication, and books other than those which were presented to Emperor Reigen were, with some exceptions, ultimately intended to be handed over to Imperial Prince Yukihito (or Imperial Prince Hachijo-no-miya Naohito). After confiscating the Old Library Collection of Retired Emperor Gosai, Emperor Reigen classified historical books in addition to the books presented to the Retired Emperor Gosai in 1666, but this was then handed over to Emperor Higashiyama five years after Emperor Gosai's abdication without the work having been completed (incomplete parts were left out). Even after that, however, boxes were returned from the Imperial Palace and books were recovered as necessary. On the other hand, literature books continued to be managed at the Sento (the Imperial Palace Retired Emperor Reigen) without change even after the abdication. Following the death of Cloistered Emperor Reigen, a huge quantity of historical and literature books ware conferred to Emperor Nakamikado, including items that had been separated from the Old Library Collection of Retired Emperor Gosai as well as newly acquired books from Emperor Reigen, among which were also items that had been presented to Emperor Nakamikado after having been temporarily distributed as mementos to Imperial Princes and Princesses. Books were given to Imperial Prince Arisugawa-no-miya Yorihito between 1727 and 1729, and again after his death. These books included items intentionally selected by Cloistered Emperor Reigen as gifts for Imperial Prince Yorihito, and, after his death, items that came into the hands of Imperial Prince Yorihito by chance.

Key words: *Takamatsu-no-miya* Library Collection, *Higashiyama* Library Collection, Emperor *Gosai*, Emperor *Reigen*, book catalogs